令和３年１月例会次第（令和３年１月 30 日開催）

１.会長挨拶

２.新型コロナワクチン接種に関する行政からの説明

３.報告事項

【会員の状況】　令和２年 12 月

（１）　会員の状況

Ａ会員：142 名、　Ｂ会員：163 名、　　合計：305 名

【総　　務　　部】

［総　　務］

（１）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について　（総務資料 1）p.1

（２）新型コロナウイルスに係る県内の感染状況・医療提供体制の現況と今後の対応について　（総務資料 2）p.26

①宿泊療養施設に対するバックアップ体制について

②自宅療養者へのバックアップ体制について

（３）令和３年度滋賀県医師会会費について　（総務資料 3）p.35

標記について、第 218 回臨時代議員会において、令和２年 12 月９日に決議承認されました。
会員の皆様には、令和３年度会費の納入につきご理解ご協力をお願いします。

令和３年度滋賀県医師会会費について

１．滋賀県医師会会費徴収規程第３条に定める、満年齢による定額会費額並びにＡ会員の減額会費を次のとおりとする。

会員区分	75 歳未満	75 歳～82 歳	83 歳以上	
			在籍年数５年未満	在籍年数５年以上
Ａ会員	年額 21 万円	年額 12 万円	年額 6 万円	※0 円
減額適用Ａ会員	年額 12 万円	年額 6 万円	年額 3 万円	
Ｂ会員	年額 3.6 万円	年額 1.8 万円	年額 0.9 万円	
Ｃ会員	0 円			

２.滋賀県医師会会費徴収規程第４条に定める、Ａ会員の減額会費適用条件を次のとおりとする。

減額適用Ａ会員

第１項：前年度１月１日における在籍会員数が６名以上の医療機関を開設または管理

する会員。
第２項：**前年（度）分の医業収入額が３千万円未満の会員。**
（医業収入が確認できる書類の写しを添付し、所定の様式にて申請すること。）

※５年以上在籍し、かつ、満８３歳に達している会員は所定様式にて申請することにより０円とする。ただし、申請の手続きは次年度以降省略することができる。

※令和２年度時点で８３歳以上の会員は従前による。（申請の必要はない）

※在籍会員数が６名以上の医療機関を開設または管理する会員医療機関には、別途郵送にてご案内します。

（前年度会費徴収との主な変更点について）

1. 満年齢 75 歳～82 歳のＡ会員の減額会費適用条件を変更
前年（度）医業収入額：５百万円未満　⇒　３千万円未満
満年齢 75 歳～82 歳のＡ会員に対し、従来は前年（度）分の医業収入額が、５百万円未満であることを減額適用条件としていましたが、満年齢８３歳未満のＡ会員の減額適用医業収入額を３千万円未満に統一することで申請できる条件を緩和しました。
2. 令和３年度に満年齢が８３歳に達するＡ会員（在籍年数が５年以上）には、事務局から減額申請用紙を送付しますので、申請を希望される会員は必要事項を記入のうえ滋賀県医師会に提出してください。（医業収入額確認書類の添付は不要です。）
申請されなかった場合の会費は年額６万円です。

（４）令和３年度滋賀県医師会会費減額申請について　　（総務資料 4）ｐ.37

滋賀県医師会会費徴収規程第４条第２項に定める「Ａ会員の会費の減額」について、申請する会員は以下をご確認のうえ対応願います。

1. 申請期限：令和３年３月２６日（金）必着
2. 満年齢８３歳未満のＡ会員の減額会費適用条件
第２項：前年（度）分の医業収入額が、３千万円未満の会員であること。
3. 申請方法
滋賀県医師会報１月号、2 月号に掲載する会費決定通知を確認のうえ、会費減額申請書様式をコピーして、必要事項を記入し、医業収入額が確認できる書類の写しを添付のうえ、郵送にて滋賀県医師会事務局へ提出してください。
なお、上記申請書については、滋賀県医師会 HP「会員専用ページ」からダウンロード可能。
http://www.shiga.med.or.jp/doctor.html

（５）「ヘルプマーク」および「ヘルプカード」を用いた要配慮者への援助について

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に、配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。東京都が考案し、平成 24 年度から全国各地で導入が進められています。

本県においても、こうしたマークの趣旨を広く周知し、配慮が必要な方が日常的に援助を得られる社会づくりを推進するため、平成 29 年４月から希望する方へのマークの配布および県民への啓発が実施されています。

また、これに加えて、令和２年４月より住所や連絡先、手助けしてほしいこと等を個人情報の保護に留意して記入し、困ったとき等に周囲の方に示し手助けを求める「ヘルプカード」も導入されています。

今後もマークの趣旨を御理解いただき、配慮が必要な方が様々な場面で援助を得られる社会づくりへの協力について滋賀県健康医療福祉部障害福祉課から依頼がありましたのでお知らせします。

（６）草津市の特定検診実施時期について

（７）自費 PCR 検査のあり方について

（８）令和 3 年度　休日急病診療所のｵﾝｺｰﾙ当番一覧表について　（総務資料 5）p.39

（９）事務所移転に伴う廃棄予定文書の引き取り希望募集について　（総務資料 6）p.40
(2月28日までに事務局へ)

(10) 滋賀県医師会 令和 3 年度特定健診・特定保健指導等の集合契約について
（総務資料 7） p.45

(11) 日本医師会認定医療秘書養成に関するﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄについて　（総務資料 8） p.52

(12) 県医師会報令和 2 年 12 月号 85 ページに掲載の「園医・学校医をされている先生方へ」について　（総務資料 9） p.53
標記の内容について、滋賀県学校保健会から各市町教育委員会および県立・国立・私立学校(園)長あてに周知依頼をされたのでご了知願います。

(13) 滋賀県公安委員会指定診断書様式の改正について　（総務資料 10） p.56

(14) 子ども予防接種週間の実施について　（総務資料 11） p.59
今年度の「子ども予防接種週間」は令和 3 年 3 月 1 日(月)から 3 月 7 日(日)まで実施されますので、要綱のとおりご協力いただきますようお願いします。

(15)「第 12 回滋賀県がん医療フォーラム（Web 開催)」について　（総務資料 12） p.60

(16)「令和 2 年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会(Zoom)の開催」について
令和 3 年 2 月 26 日(金)までに直接お申し込みください。　（総務資料 13）p.62

(17)「小児・重症心身障害児(者)のコロナウイルス感染災害時の支援と連携」のご案内
令和 3 年 2 月 19 日(金)までに直接お申し込みください。　（総務資料 14）p.65

(18) 第 44 回「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」の中止について
（総務資料 15） p.68

【学　術　部】

[医　療　安　全]

（１）医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.169　持参薬の処方内容を継続する際の処方・指示漏れ」について

入院時、持参薬鑑別書の情報や確認が不足したことにより、持参薬の処方内容を継続するための処方・指示が漏れた事例が 9 件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2017 年 1 月 1 日～2020 年 10 月 31 日）。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

・患者が持参した薬剤だけでなく、薬歴が分かる複数の情報で現在服用中の薬剤を確認する。
・医師は、持参薬鑑別書を確認して処方や指示をする。
・多職種で持参薬の継続や中止の確認ができる仕組みを構築する。

☆詳細は、日本医療機能評価機構 HP「医療事故情報収集等事業」を参照
http://www.med-safe.jp/

（２）「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00002.html

☆令和２年 12 月８日付け

①クロピドグレル硫酸塩②プラスグレル塩酸塩③ベネトクラクス④ポサコナゾール⑤エクリズマブ（遺伝子組換え）

☆令和２年 12 月 21 日付け

①リドカイン塩酸塩・アドレナリン（歯科用製剤を除く）②アドレナリン（局所麻酔薬の作用延長、手術時の局所出血の予防と治療の効能を有する製剤）

【保　　険　　部】

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

（その 32・その 33）　【日医常任理事通知(保 307)(保 318)】

（県医師会報２月号に掲載予定）

(2) 疑義解釈資料（その 47・その 48）について　【日医常任理事通知(保 300)(保 323)】

※令和２年度診療報酬改定に関するＱ＆Ａ等

（その 47 は県医師会報１月号 66 ページに掲載済）（その 48 は県医師会報２月号に掲載予定）

(3) 疑義解釈資料（その 46）について　【日医常任理事通知(保 294)】

※新型コロナウイルス核酸検出関係

(4) 検査料の点数の取扱いについて　【日医発第 957 号（保 283)】

（新たに保険適用が認められた検査　－令和２年 12 月１日適用－）

（県医師会報１月号 59～61 ページに掲載済）（日医雑誌２月号にも掲載される予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/

(5)「フォシーガ錠５mg、同錠 10mg」等の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について　【日医発第 945 号（保 279)】

（県医師会報１月号 63～64 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/

(6) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について　【日医発第 961 号（保 286)】

（県医師会報１月号 65 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(7) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤（オプジーボ点滴静注）に係る最適使用推進ガイドラインの改訂等に伴う留意事項の一部改正について　【日医発第 960 号(地 433)(保 285)】

（県医師会報１月号 66～67 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(8) 原子爆弾被爆者健康手帳の無効について

手帳番号	無効年月日	無効事由	備　考
001392-0	R2.12.4	紛失のため	滋賀県大津市在住

（県医師会報１月号 67 ページに掲載済）

(9) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて　【日医発第 875 号（保 253)】

（県医師会報１月号 68～71 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」のコーナーに掲載済
http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiougai/

(10) 医療機器の保険適用等について（令和３年１月１日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

【日医発第 1041 号（保 312)】【日医事務連絡（保 315)】

(11) 令和２年７月豪雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の提示について（令和３年１月１日以降の取扱い）　【日医常任理事通知（保 302)】

（県医師会報２月号に掲載予定）

・各保険者から被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、令和３年１月１日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うこととされた

(12) 被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る協力依頼について

【日医常任理事通知（保 317)】(県医師会報２月号に掲載予定)

・令和２年 10 月１日から健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正され、被保険者等記号・番号等について、告知を求めることを禁止する規定（告知要求制限）が損害保険会社については該当することから、取扱いについての協力依頼が日本損害保険協会からきている
・当該規定については、医療機関は該当しないものとなるが、損害保険会社へ提出する診療報酬明細等に記載されている被保険者等記号・番号等の取扱いについては、受け取る側の損害保険会社については当該規定に該当することから番号等の提示をなるべく控えていただくよう医療機関にお願いする内容となっている
・医療機関においては、あくまで協力できる範囲での対応となる

(13) オンライン資格確認等システム導入に関する「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ」及びオンライン資格確認等システム利用申請の書面での申請受付について　【日医常任理事通知(保 276)(情シ 39)／(保 290)(情シ 43)】

（概要は県医師会報１月号 82～85 ページに掲載済）

(14) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について

（県医師会報１月号 10 ページに掲載済）

(15) 令和３年度の酸素の購入価格に関する届出について（近畿厚生局滋賀事務所）

（概要は県医師会報１月号 72 ページに掲載済）

・酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、令和３年２月 15 日(月)までに近畿厚生局滋賀事務所あて提出のこと
・近畿厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/ ）の『重要なお知らせ』又は『新着情報』の当該項目のページから様式(エクセル版又は PDF 版)をダウンロードして使用

※　酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、当該年の４月１日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の１月から 12 月までの間に当該保険医療機関が購入した

酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の２月 15 日までに地方厚生(支)局長に届け出る必要がある。
なお、新規医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届け出る必要がある場合があるので、詳しくは近畿厚生局滋賀事務所へ　(TEL　077-526-8114)

※　令和２年中に購入実績がない場合において、令和元年９月 30 日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に 108 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数は四捨五入）を酸素の購入対価として記載する

※　酸素の使用がなく、酸素の購入がない場合は提出の必要はない

※　窒素の購入価格に関する届出の必要はない

【公 衆 衛 生 部】

[地　域　保　健]

（１）肝疾患専門医療機関の指定に係る申請手続きについて　　（公衆衛生資料 1）p. 71

肝疾患専門医療機関の指定を希望する医療機関は、下記の指定条件を満たしていることを確認のうえ、滋賀県肝疾患専門医療機関指定申請書を県医療政策課感染症対策室に提出いただきたい。

◇肝疾患専門医療機関の指定条件
肝疾患専門医療の指定には、下記のすべての条件を満たすことが必要。
(1)専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
(2)インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施できること。
(3)肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

肝疾患専門医療機関の指定については、申請書の受付後、滋賀県肝炎対策協議会において選定されるので、今年度中の指定を希望される場合は、**令和３年２月１９日（金）**までに申請いただきたい。

申請書送付先：滋賀県医療政策課 感染症対策室 感染情報企画係

※２月２０日以降に受け付けた分の指定については、次年度以降の肝炎対策協議会での選定後になる。

日本医師会 HP メンバーズルームへのアクセスについて

日本医師会 HP　　http://www.med.or.jp/
［メンバーズルーム］をクリック
ユーザーID ： 日本医師会 ID 番号
（日医雑誌が送付される際のビニール製封筒に貼付の宛名ラベルに記載された 10 桁の番号）
パスワード: 誕生日（西暦の下２桁、月、日）

５．ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」登載一覧

12/22（火）抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について
12/23（水）年末年始に係る新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療体制について【一部変更】
12/25（金）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き等について
12/25（金）年末年始の国有ワクチン連絡先について
12/28（月）新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について
12/28（月）【日医発】年末年始の医療提供体制に関する緊急調査回答状況（暫定）
12/28（月）例会にご参加いただきました先生方へ　滋賀産業保健総合支援センターより
1/5（火）電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の感染者の取扱いについて

1/5（火）「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第 4.1 版」の周知について
1/5（火）英国及び南アフリカ共和国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について
1/5（火）【日医発】年末年始の医療提供体制に関する調査結果
1/5（火）【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表 1 月
1/5（火）【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表 1 月
1/6（水）令和２年度 滋賀県肝炎医療コーディネーター養成研修の開催について
1/6（水）コロナ風評被害調査票の件
1/7（木）肝疾患専門医療機関の指定に係る申請手続きについて（通知）
1/8（金）【日医発】G-MIS 改修に伴うオンライン説明会（厚生労働省主催）について
1/13（水）滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について
1/15（金）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（通知）
1/18(月)新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について(その４)
1/19（火）【日医発】令和 2 年度医療事故調査制度に係る「管理者・実務者セミナー」の開催について
1/19（火）【日医発】令和 2 年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第 2 回）の開催(Web 開催)について
1/21（木）乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について

６、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内 **（総務資料 16） p.76**

７、滋賀県医師会 １月以降 行事予定表 **（総務資料 17） p.77**

８、当医師会の２月行事予定表 **（総務資料 18） p.83**

講演会名：第 188 回草津栗東医師会循環器研究会
開催日時：令和 3 年 2 月 17 日(水)　20:00～21:30
開催場所：ZOOM による WEB 配信　　配信場所：ｸｻﾂｴｽﾄﾋﾟｱﾎﾃﾙ
主　　催：第一三共株式会社

☆★☆医協連絡事項☆★☆

おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

１月は３ヶ月に一度の情報発信ツール「医師協スクエア」の送付時期となっております。医療用品カタログ GooDs のキャンペーン情報をはじめ組合員にとってメリットとなる様々な案内をしております。是非ご利用ください。

１月発刊新刊書籍のご案内

毎年多数ご注文をいただいております「今日の治療薬」、「今日の治療指針」、「治療薬マニュアル」などの人気書籍が今年も１月に発刊されます。当組合へお申込みいただきますと 10%割引、1 冊からでも送料無料でお届けいたします。お申込みは医協ニュース１月号に折込のご注文書をご利用く

ださい。

新電力「医師協でんき」のご案内

暖房費のかかる季節です。コロナ禍で経費削減のためにも光熱費の見直しから始めてみませんか？切替手続きに費用はかかりません。月々の検針票があれば簡単に試算できますのでお気軽にご相談ください。

『医師賠償責任保険』満期更改のご案内

多くの先生方にご加入いただいております「団体医師賠償責任保険」ですが、毎年 4 月 10 日に満期更改を迎えます。次回更新時より、個人情報漏えい保険の補償範囲を広げた、**「医療機関用団体サイバー保険」の新規取扱いを行います。**従来の個人情報漏えい保険は、何らかの攻撃や事故により発生した損失のうち「情報漏えい部分の賠償損害・費用損害」の補填に限られていましたが、医療機関用団体サイバー保険はネットワーク事故を包括的に補償でき、調査費用やネットワークの中断による費用損害などの「情報漏えい以外の IT 被害部分」もカバーすることができます。是非この機会にご加入をご検討ください。

『クレーム対応費用保険』と『ウォームハート』満期更改のご案内

毎年 4 月 1 日にクレーム対応費用保険と介護事業者向けのウォームハート（居宅サービス・居宅介護事業者賠償責任保険）が満期更新となります。クレーム対応費用保険はクレーム行為により診療が阻害された際に専門窓口への無料相談が可能となります。また、当事者間で解決が困難の場合、弁護士費用も補償される保険です。

ウォームハートは介護事業における、利用者や第三者に対しケガや財物の損害が発生した際に損害賠償責任を補償する保険です。是非この機会にご加入をご検討ください。

総務資料 1

厚生労働省提出資料

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 実施要綱・要領 【令和２年10月23日付通知】

接種体制確保事業の目的等

○ 現時点では新型コロナウイルスワクチンの、接種開始時期を具体的に見定めることは困難であるが、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な体制を着実に整備することを目的とする。
○今回の実施要綱・要領は、本事業の実施主体となる**市町村・都道府県があらかじめ準備しておくべき事項等を示す**。

市町村があらかじめ準備しておくべき主な事項

○ 人的体制の整備
- 平時を大幅に上回る業務量に対応できるよう、必要な人員を確保する

○ 予防接種台帳システム等のシステム改修
- 個別通知等の印刷や接種記録の管理等を行えるよう、必要に応じて予防接種台帳システム等を改修する

○ 印刷・郵送準備
- 接種の案内、個別通知及び予診票等を印刷できるよう準備する

○ 接種実施体制の検討・調整
- 医療関係団体等と連携し、接種実施体制構築の検討・調整を行う

○ 相談体制の確保
- 住民からの問合せ等を受け付ける体制を確保する

都道府県があらかじめ準備しておくべき主な事項

○ 人的体制の整備
- 専門的相談体制の確保等も見据え、必要な人員を確保する

○ 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
- 複数市町村にまたがる調整事項に対し、助言・調整を行う

○ 医療従事者等への接種の実施体制の確保
- 市町村・医療関係団体等と連携し、医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う

○ ワクチン流通調整の準備
- ワクチン流通の調整に向けて、医療関係団体、卸関係団体、庁内薬務担当部門等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する

○ 専門的相談体制の確保
- 市町村で対応が困難な専門的な相談等を受け付ける体制を確保する

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の留意事項（現時点での想定）【令和２年10月23日付事務連絡】

厚生労働省
提出資料

- 各自治体における接種体制の確保に当たって参考となるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。
- 今後判明するワクチンの特性等の情報に基づいて、変更する可能性があることに留意を要する。

１．接種対象者

○ ワクチンの接種は、原則、居住地の市町村において行う。
○ 戸籍又は住民票に記載がない者、その他やむを得ない事情があると実施主体が認める者についても、同意を得た上で接種を実施する。

２．個別通知

○ 市町村は対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の対象者であることを確認できるよう、「接種券」を発行する。

３．接種実施会場の確保

○ 受託医療機関等の確保について、市町村は関係者と協議。必要に応じて、医療機関等での接種以外に、公共施設の会場を確保。

○ ワクチンは、冷凍での保管が必要なもの、複数回数分が１バイアルとして供給されるもの、一度に配送される量が多いものなど、通常とは異なる特性が想定されるため、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くすることが必要。

受託医療機関等に必要な体制

共通事項	□ ワクチンの冷蔵施設を有する □ 予約時間枠の設定、被接種者の動線の検討等により、3密対策が講じられている □ 国が用意するシステム（PC・スマートフォンからアクセス可能）を用い、接種状況等を定期的に報告する
ワクチンの特性に応じた事項 Ⅰ型	◆ １度に配送される多量のワクチンを、有効期間内に活用できるよう、10日間に計1,000回以上の接種を行う体制を確保できる ◆ 超低温の維持のために、ワクチンとは別に配送するドライアイスの詰替等を行える
ワクチンの特性に応じた事項 Ⅱ型	◆ １バイアル当たりの接種回数を有効活用できるよう、１日に原則として100回以上の接種を行う体制を確保できる

４．集合契約・代行機関

○ 居住地において接種を受けることが困難な者が、居住地以外において接種を受けた場合の費用決済・支払は、関係者の事務負担軽減を図るために集合契約を締結し、代行機関を介して費用決済・支払を行う。

５．ワクチン流通・分配

○ ワクチン流通を円滑に行うため、都道府県内で各地域担当の卸売販売業者を予め選定しておく。
○ ワクチンの分配は、国→都道府県→市町村→医療機関・接種会場の順に、国・都道府県・市町村が連携してワクチン配分数を決定する。

新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.2億回分 （6千万人×2回接種）	1.2億回分 （2回接種が想定されており、その場合6千万人分に相当）	5千万回分 （2千5百万人×2回接種）
接種回数	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	−75℃±15℃	2～8℃	−20℃±5℃
1バイアルの単位	5回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 （一度に接種会場に配送される最小の数量）	195バイアル （975回接種分）	10バイアル（100回接種分） ※供給当初300万バイアル分 2バイアル（20回接種分） ※残り900万バイアル分	10バイアル （100回接種分）
バイアル開封後の保存条件 （温度、保存可能な期間）	（室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈） 希釈後、室温で6時間	（一度針をさしたもの以降） 室温で6時間 2～8℃で48時間 希釈不要	（一度針をさしたもの以降） 2～25℃で6時間（解凍後の再凍結は不可） 希釈不要
備考	• 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で975回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可（2～8℃）		• 医療機関では、冷凍庫で保管（−20℃±5℃）

接種順位の考え方（案）

第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会	資料4-1
2020(令和２)年12月11日	

1　接種順位の大まかなイメージ

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種をできるようにする。

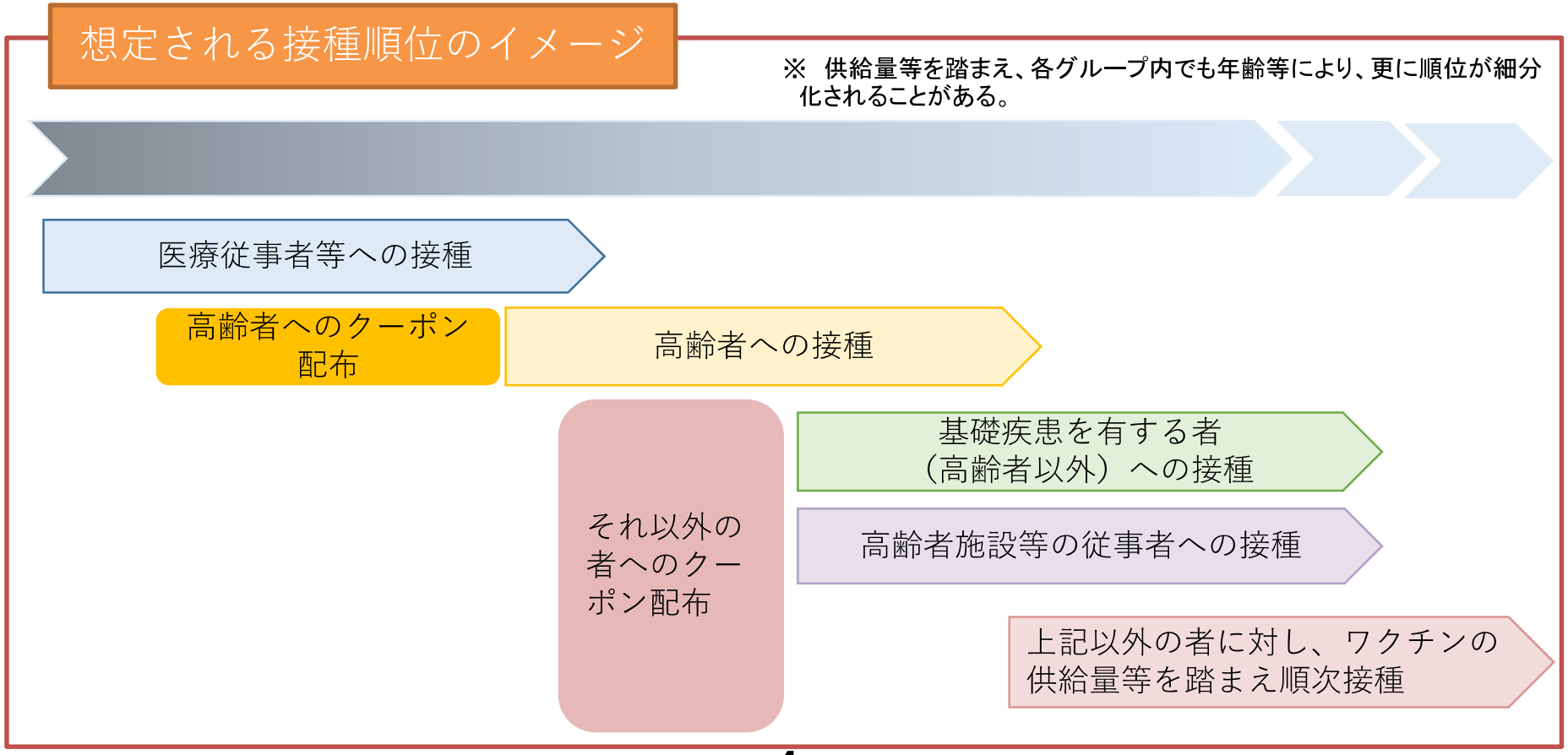

優先接種の対象となる医療従事者等の範囲

- 医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を検討中。
  - 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
  - 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること（注２）
- 以下の対象者が含まれる見込み。（１月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定予定）

対象者	対象者に関する留意点	対象者を取りまとめる主体
病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者（注1）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員	※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる） ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。	医療関係団体 ※概ね従事者100人超で、自ら接種を行う施設は施設ごと
薬局において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者（注1）に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員	※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。	関係団体
新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者（注1）を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員		都道府県 ※国関係機関は、都道府県単位でリストを作成し都道府県に提出 ※刑務所内の医療従事者も都道府県がとりまとめ
自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者（注1）に頻繁に接する業務を行う者	※ 以下のような業務に従事する者が含まれる ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者	都道府県

注１：医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない

注２：疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

医療従事者等に対する接種の概要

対象者	接種場所	接種体制構築の中心
大規模医療機関の医療従事者	従事する医療機関内	当該大規模医療機関
大規模医療機関以外の医療従事者	医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関	医療関係団体等
保健師、救急隊員等の自治体職員等	都道府県が事前に提携した協力医療機関	都道府県

都道府県による事前準備

■保健師、救急隊員等の自治体職員等への主な対応
- 接種を行う医療機関と提携
- 接種対象者（市町村、国の機関等を含む）の把握
- 接種を受ける方の名簿作成等
- 提携医療機関と日時、受け入れ人数等の詳細を調整

■その他の医療従事者等への主な対応
- 地域内の関係団体への周知・調整・支援
- 院内で接種する大規模医療機関の把握と調整

■その他（共通）
ディープフリーザーの配置場所に関して市町村と連携

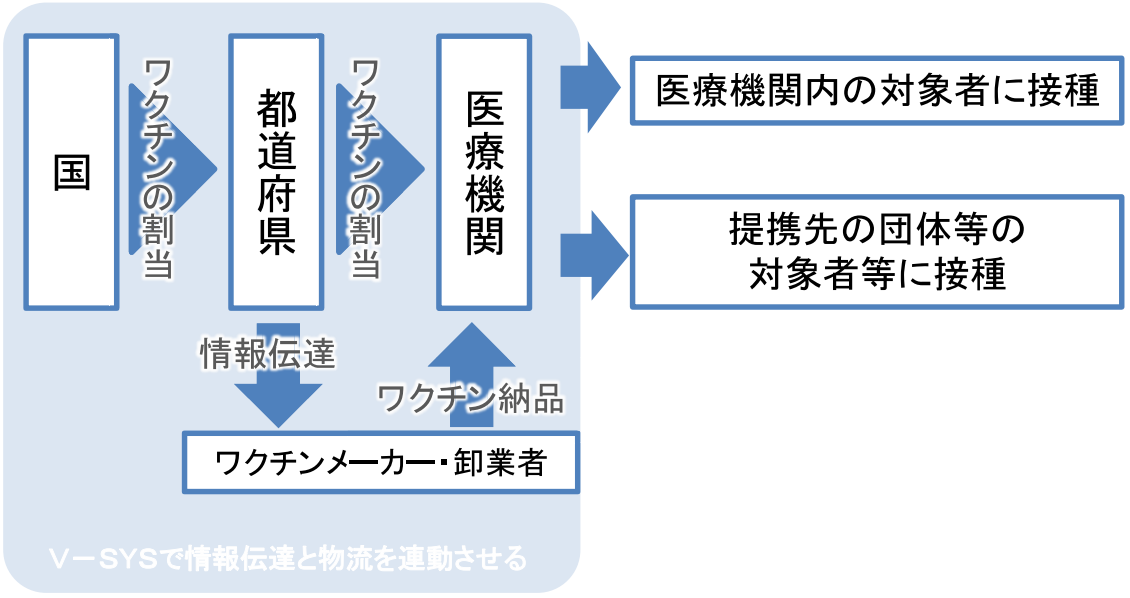

関係団体の主な事前準備

- 会員等への周知・調整
- 接種を行う医療機関と提携
- 日時、受け入れ人数等の詳細の調整
- 接種を受ける方の名簿作成等

費用請求・支払い＆接種実績の報告

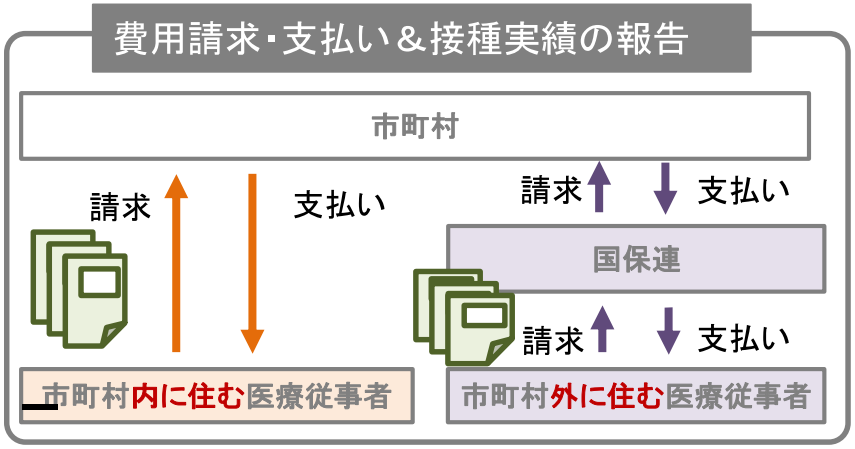

医療従事者等に対する優先接種の事前準備等について
（超低温管理が必要なファイザー社ワクチンを想定した対応）

大規模医療機関の医療従事者	大規模医療機関以外の医療従事者	保健師等の自治体職員等への対応

都道府県から関係者への説明 【12/25まで】

（注）赤字の日時については、3月前半に医療従事者向けの優先接種の実施に必要な体制を確保するための目安

1. 実施医療機関の把握等

（1）院内で接種する大規模医療機関※を都道府県が把握【1/25まで】
※975回分のワクチンを無駄なく接種できる体制がある医療機関

（2）実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整【1/28まで】

（3）医療機関は集合契約の加入手続きやV-SYSへのログインを行う
※ 併せて自治体職員等や地域の医療従事者への受け入れについても協力を要請

2. 実施医療機関による接種対象者の人数の把握と対象者の特定

（1）接種の意向を確認の上、接種予定者のリストを作成。

（2）リストをV-SYSに登録。個人用の予診票（PDF）を出力。

1. 接種を行う医療機関と提携

（1）医療関係団体等は、都道府県内の医療機関に要請し、接種を実施する医療機関を確保。【1/28まで】

（2）実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整。【1/28まで】

2. 接種対象者の人数の把握と対象者の特定

（1）各医療関係団体等は、会員等が所属する各施設の接種予定者数及び対象者リストをとりまとめる。【2/28まで】

（2）各医療関係団体等は予定者数の接種の実施について、接種実施医療機関と調整する。【2/15まで】

（2）医療関係団体等は接種予定者リストをV-SYSに登録。個人用の予診票（PDF）を出力し、各施設に提供。

＜補足＞医療関係団体に所属しない施設については、都道府県からの要請を受けて同職種の医療関係団体が対応する、又は、都道府県で対応する。

1. 接種を行う医療機関と提携

（1）都道府県は、都道府県内の医療機関に要請し、接種を実施する医療機関を確保。【1/28まで】

（2）実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整。【1/28まで】

2. 接種対象者の人数の把握と対象者の特定

（1）都道府県は、対象者が所属する各機関（都道府県の組織や市町村、国の機関等を含む）の接種予定者数及び対象者リストをとりまとめる。【2/28まで】

（2）都道府県は予定者数の接種の実施について、接種実施医療機関と調整する。【2/15まで】

（3）都道府県は接種予定者リストをV-SYSに登録。個人用の予診票（PDF）を出力し、各組織に提供。

【ワクチンの手配】 ① ワクチンの必要量をV-SYSに登録 ② 割り当てられたワクチン量・納品予定日を確認

3. 接種日時等の決定

・院内の対象者数を踏まえて、接種日時等の詳細を決定。

4. 対象者への案内

・接種予定者に日時等を案内するとともに、2.（2）で出力した個人用の予診票を本人に提供。

3. 接種日時等の医療機関との調整

・接種医療機関と接種日時や日時毎の受入れ人数（受け入れ枠）等の詳細を調整。

4. 対象者への案内

（1）都道府県/医療関係団体等は、3. で調整した受け入れ枠等を踏まえ、被接種者の所属先毎に接種日時等を周知する。

（2）被接種者を所属先は接種予定者に日時や接種医療機関等を案内するとともに、2.（3）で入手した被接種者個人用の予診票を本人に提供する。

【ワクチン接種時の対応】 ①対象者は個人用の予診票を持参し指定された日時に医療機関を訪問。 ②ワクチン接種の実施。

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払いする。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。

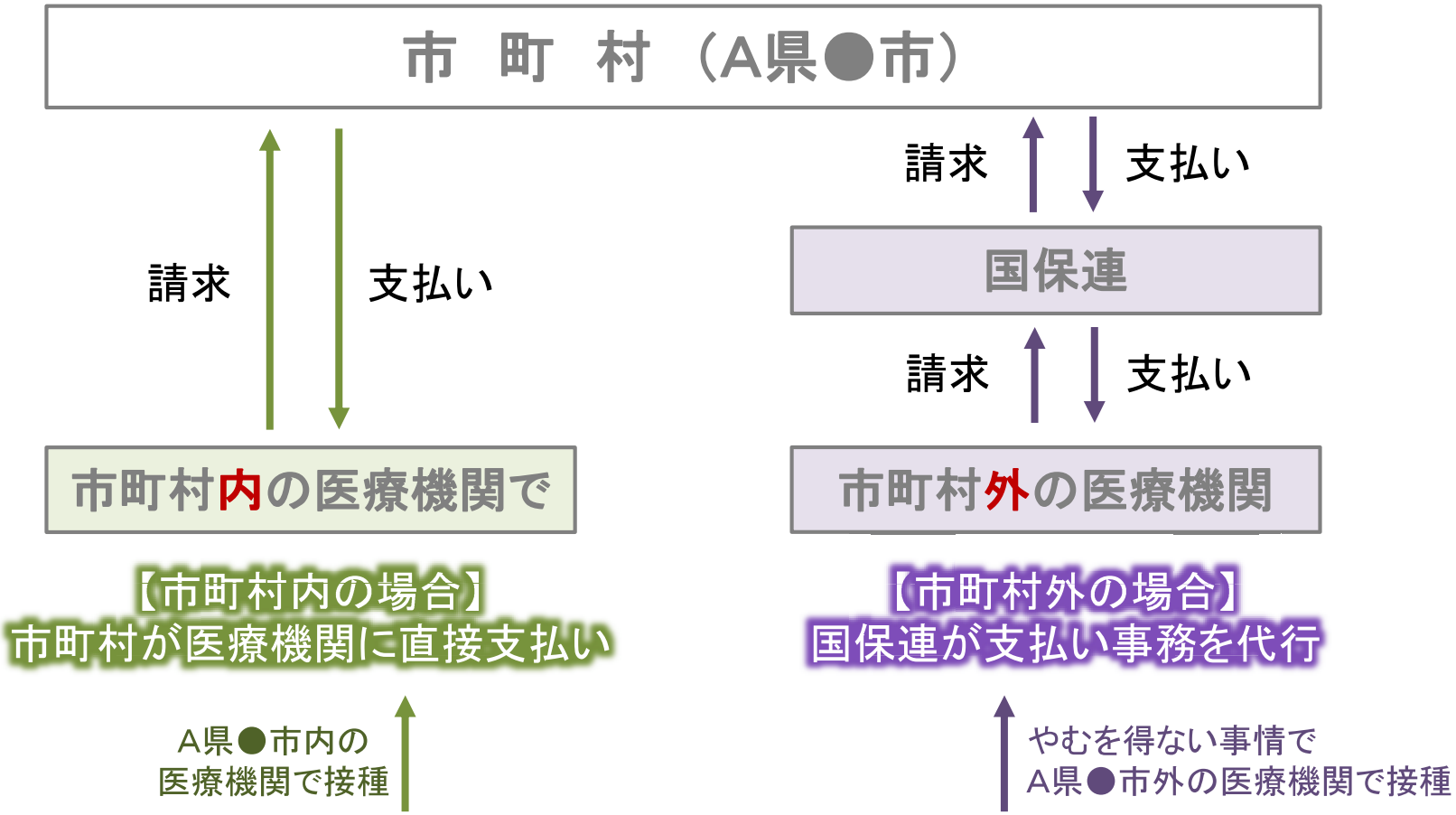

（例）A県●市に住民票がある方

新型コロナウイルスワクチンの接種費用について
（第3次補正予算案における積算の考え方）

- 新型コロナワクチンの接種については、厚生労働大臣の指示に基づき国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても、全国統一の単価とし、接種１回目、接種２回目とも共通の2,070円とする。（ワクチン代については、国が確保供給するため接種費用に含めない。）
- 上記の接種費用には、接種費用（注射料）350円と、接種実施医療機関における事務費180円を含む。（一般的な事務費のほか、感染防止対策やV－SYS入力手数料等を勘案。）
- 市町村が接種会場において集団的に接種を実施する場合に必要となる接種費用についても、
  - ・医療従事者や誘導のための人員、
  - ・接種会場（待合室等を含む）の確保
  - ・接種に要する器具等の確保　等

  の経費を、2,070円／回を上限として国が負担する。

	予診費用	事務費	接種費用	合計額	
接種費用	**1,540円**	**180円**	**350円**	**2,070円**	
（参考）積算の考え方	（1回目※）2,340円	180円	350円	2,870円	平均 2,070円
	（2回目） 730円	180円	350円	1,260円	

※1回目の予診費用については、医科点数（診療報酬）の初診料（2,880円）と再診料（730円）の割合をそれぞれ75%、25%（再診の割合は、「傷病で通院している人の割合（2019年国民生活基礎調査）」（＝40.4%）から、ワクチン接種と関係の薄い診療科に関する傷病の割合を除いたもの（＝25%））とし、その合計額とした。
初診料（2,880円）×75%、再診料（730円）×25%　→　2,340円

※　6歳未満の乳幼児の予診費用については、上記と同様に医科点数（診療報酬）の初診乳幼児加算（750円）と再診乳幼児加算（380円）の割合を、それぞれ75%、25%とし、その合計額（660円）を加算するものとする。

接種を実施する市区町村において、接種実施医療機関との委託契約（集合契約）が必要。

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。

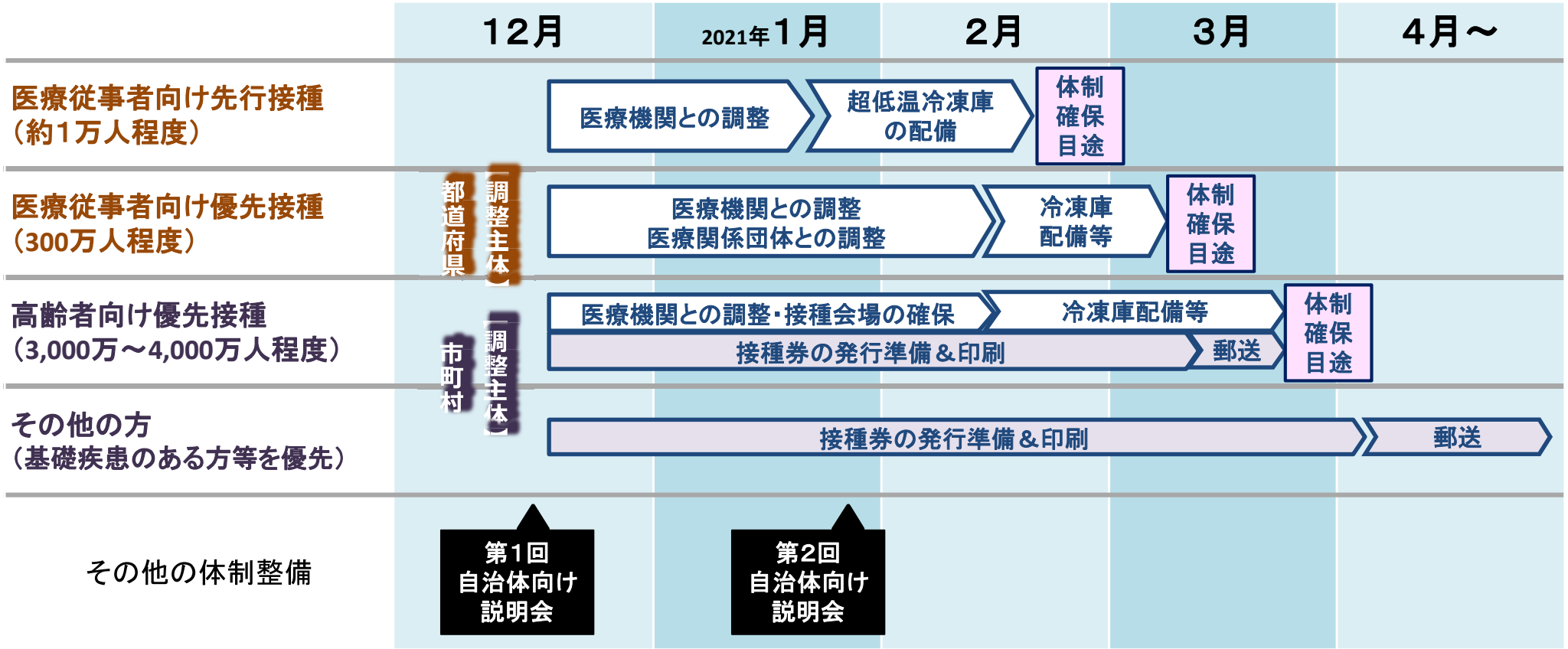

※優先順位は検討中の案に基づく

医療従事者等への接種の進め方(概要)

● 医療従事者等への接種方法は、都道府県が地域の医療関係団体等と調整。標準的な実施方法は以下の通り。

接種医療機関

基本型接種施設　（1000人超を接種）

- 人口15万人に1か所以上を目安
- 都道府県又は市町村がディープフリーザーを設置（国が調達して自治体に譲渡）
- 自施設の職員に接種するほか、地域の医療従事者等（新型コロナ対策に従事する公務員等を含む）の接種を受け入れ
- 連携型接種施設に対し、ワクチンを小分けし譲渡する（基本型施設か連携型施設のいずれかが、冷蔵＜2℃～8℃＞で移送）

連携型接種施設　（概ね100人以上に接種）

- 自施設の職員に接種するほか、地域の医療従事者等（新型コロナ対策に従事する公務員等を含む）にも接種
- 基本型接種施設からワクチンを冷蔵で移送し接種を実施

医療従事者等の所属施設・団体等

自施設で接種

大規模な医療機関（概ね従事者100人以上）

- 基本型接種施設または連携型接種施設となることで、自医療機関で接種が可能

所属団体等が調整

小規模な医療機関、薬局

- 地域医師会・病院団体・歯科医師会・薬剤師会等が、各施設から接種人数や被接種者リストをとりまとめ、接種施設を調整
- 会員が所属しない施設についても、各団体又は都道府県がとりまとめ

自治体が調整

新型コロナ対策業務の従事者、救急隊員等

- 都道府県が、各機関から接種人数や被接種者リストをとりまとめ、接種施設を調整
- 国・市町村の職員についても、各機関を通じ、都道府県がとりまとめ

具体的な接種の流れ

■ 基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要量を登録
■ ワクチン納品予定日を基本型施設がV-SYSで確認
■ 具体的な接種日や時間枠ごとの人数を決定し、被接種者や、被接種者の取りまとめ主体に伝達
■ 接種を実施、接種記録書を交付
■ 受診券付き予診票を用いて接種費用を請求

■ 接種予定人数を調べ、接種医療機関と調整
■ 被接種者リストを作成
■ 受診券付き予診票を作成して被接種者に配布（V-SYSに名簿を登録すれば予診票を出力できる）
■ 接種施設における接種日・時間枠の決定を受けた接種予定者への案内

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について（概要）

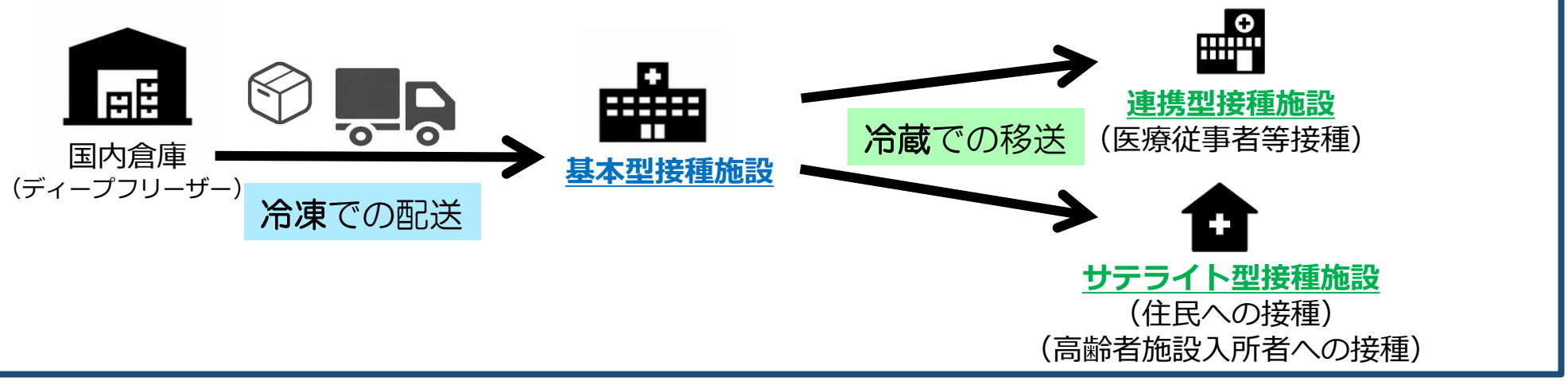

連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設１か所につき３か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
- 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有

※　保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり若干個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- 2℃～8℃を保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷蔵した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9％生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（解凍後５日）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として１～２日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として３時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。
- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）

一般の診療所・薬局等　医療従事者等への接種の進め方（概要）

- 一般の診療所・薬局等においては、所属する医療関係団体等のとりまとめにより、接種施設で接種を受ける。
- 接種には、市町村が送付するクーポン券ではなく、医療関係団体を通じて配布するクーポン券付き予診票を用いる。

1月 / 2月前半 / 接種まで

一般の診療所・薬局等の行う準備

1
- 接種予定者数を団体に提出

依頼 / 提出

2
- 接種予定者リスト（氏名・住民票登録の住所）を団体に提出

※　団体によっては①と同時に行う場合もあり

依頼 / 提出

3
- クーポン券付き予診票の配布
- 接種日時・場所の案内

案内

4
- 指定会場で接種を受ける
  - クーポン券付き予診票
  - （氏名・住所付き）身分証明書
  - （２回目の場合は）１回目の接種記録書を持参

（参考）医療関係団体側で行う準備

- 接種予定人数の把握　＜1/22まで＞
  - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。
- 接種場所の確保　＜1/28まで＞
  - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
- 接種場所ごとの人数の計画
  - 接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所毎の接種人数を計画しておく
- 接種予定者リストの作成 ＜2/25頃まで＞
  - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある
- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
  - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能

（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）

- 接種予定者への案内
  - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

※　住民への送付時期に、クーポン券が送付されるが、医療従事者として接種を受けた場合には、使用せずに破棄する。

医療関係団体　医療従事者等への接種の進め方

- 医療関係団体（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等）は、関係する医療従事者（自施設で接種する病院等の従事者を除く）の接種予定人数を把握し、接種場所の確保を調整。
- 接種までの間に、接種予定者リストを作成し、クーポン券付き予診票を接種予定者に配布するとともに、接種日時等を案内。

	行政との間で行う手続や調整	団体側で行う準備
1月	■ V-SYSのIDの交付 ■ 郡市区医師会は、集合契約の取りまとめのためにV-SYSのIDを配布されるため、それを用いる。 ■ 歯科医師会、薬剤師会は、全国団体を通じてメールアドレス等を登録し、V-SYS IDの発行を受ける。	■ 接種予定人数の把握　＜1/22まで＞ ■ 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。 ■ 接種場所の確保　＜1/28まで＞ ■ 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
2月前半	■ 接種施設・予定者数を都道府県に報告　＜2/3まで＞	■ 接種場所ごとの人数の計画 ■ 接種場所ごとの接種人数を計画しておく ■ 接種予定者リストの作成 ＜2/25頃まで＞ ■ 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある
接種まで		■ 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布 ■ V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能 （接種施設における接種日・時間枠の決定を受け） ■ 接種予定者への案内 ■ この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。
接種後	～接種～	

都道府県　医療従事者等への接種の進め方

- 都道府県は、地域の医療従事者等の接種体制の構築の調整を担う。
- 都道府県は、新型コロナ対策業務の従事者、救急隊員等の接種対象者を取りまとめ、接種の調整を行う。

1月

2月前半

接種まで

接種後

地域の医療従事者等の接種体制の構築

- 関係団体への説明
- 基本型施設・連携型施設の意向把握 ＜～1/22＞
- ディープフリーザーの配置調整、基本型施設の決定 ＜～1/28＞
  - 都道府県割当分・市町村割当分を有効に活用し、概ね人口１５万人に１台以上の配置を調整し基本型施設を決定。
    ＜配置先を国に提出＞ ＜計画書①に記載＞
- 各施設の接種予定人数の把握＜～2/3＞
- 連携型施設と基本型施設のマッチング＜～2/10＞
  - 病院団体等が行う場合を除き、連携型施設と基本型施設の対応を都道府県が調整し取りまとめる＜計画書②に記載＞

この間、
接種施設等への各種手続き依頼・進捗把握等

（集合契約：1/18～）
- 医療機関への委任状提出の依頼、提出状況の確認
- 市町村側の委任状の取りまとめ

（V-SYS初期登録：2/15～）
- 初期登録の依頼

（ワクチン供給時）
- V-SYS入力締め切り日等の基本型接種施設への連絡
- V-SYS入力状況の確認　　等

コロナ対策業務関係の対象者の接種の調整

- 接種予定人数の把握
  - 国・市町村の職員についても、各機関を通じ、都道府県がとりまとめ
- 接種場所の確保
  - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
- 接種場所毎の接種人数の割当
  - 接種場所毎の接種人数を、所属先の各機関に割り当てて連絡する
- 接種予定者リストの作成
  - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある
- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
  - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能

（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）
- 接種予定者への接種日時連絡

～接種～

- トラブル発生時の調整等
- 接種の進捗状況のモニタリング

滋　医　政　第　４２　号
令和３年（2021 年）１月８日

一般社団法人滋賀県医師会　会長　　様
各地域医師会　会長　　様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
（公印省略）

医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの優先接種に関する調査について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に日々ご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」とします。）については、安全性、有効性の確認を最優先に、令和３年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図ることとされており、ワクチンが薬事承認された際には、速やかに接種を実施できるよう、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和２年法律第 75 号）が 12 月９日に公布・施行されたほか、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）」（令和２年 12 月 17 日付け健発 1217 第４号厚生労働省健康局長通知）等において、準備しておくべき事項が示されたところです。

予防接種の実施に当たっては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、医療従事者等へ優先接種がなされる方針とされており、新型コロナワクチン接種体制の確保および接種の実施準備を整える必要があります。つきましては、貴会員へ下記調査を行いますのでご承知いただくとともに、調査の円滑な実施に御協力賜りますようお願い申し上げます。なお、貴会員に別添写しのとおり調査への御協力をお願いしています。

記

１．報告書類

（１）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）
（２）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）

２．報告の内容

（１）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）について

① ワクチン接種意向の確認と対象者の把握について

・ 貴医療機関において優先接種の対象となる医療従事者等について、ワクチンの接種を受けるかご意向を教えてください。

・ 貴医療機関のワクチン接種対象（医療従事者等）の人数を教えてください。

・ なお、貴医療機関の医療従事者等が優先接種となるかは、５（１）に基づき御判断ください。

（２） 新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）について

① ワクチン接種対象者の特定について

・貴医療機関のワクチン接種対象者（医療従事者等）の情報を教えてください。

３．報告先・報告方法

滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室あてメールで御報告願います。対象となる医療機関が多いためメールでの御提出に御協力をお願いします。

提出先

E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

FAX：077-528-4866

○ 滋賀県のホームページから報告様式（エクセルファイル）がダウンロードできますので御利用ください。

滋賀県ホームページ ＞ 県民の方 ＞ 健康・医療・福祉 ＞ 薬事・感染症 ＞ 助成・支援・補助 ＞ 「診療・検査医療機関等へのお知らせ」

http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/315091.html

４．提出期日

国への報告や事務手続きの都合上、以下のとおり提出期日を設定させていただきます。期日に関わらず早めの提出に御協力をお願いします。

「様式１」提出期日	**１月 22 日（金）**
「様式２」提出期日	**１月 29 日（金）**

５．その他

（１）優先接種対象者（医療従事者等）の範囲について

○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に頻繁に接する機会のある医師その他職員

・ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

・ 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だ

けでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者がどうか分からない患者を含む。

問い合わせ先
〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１－１
滋賀県健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室　ワクチン接種推進チーム
TEL：077-528-3588／FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

診療所用

【報告期日：1月22日】

新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）

送付先
滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室
FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

医療機関名	
所在地	〒　　－
代表者氏名	
調査票記入者氏名	
電話番号/FAX番号	／
メールアドレス	@

1.　ワクチン接種意向の確認と対象者の把握について

(1) ワクチン接種の意向について

	自院の優先接種対象者※（医療従事者等）について接種を希望する。	⇒(2)に回答ください
	自院の優先接種対象者（医療従事者等）について、接種を希望しない。	⇒回答は以上になります。

(2) ワクチン優先接種対象の人数について

自院の接種対象人数（予定）

接種対象者	医師	看護師	その他職員	委託業者	合計
（人）					

※ 新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する機会のある医療従事者等が対象者となります。
※ 各医療機関において、対象範囲の基準を参考に対象者を判断してください。（"頻繁に接する職員"の範囲等は医療機関で判断することとなり、県が貴院の判断に疑義を呈することはありません。）
※ 対象となる医療従事者等の範囲は通知書をご参考ください。なお、現時点での判断基準です。

回答は以上になります。
ご協力ありがとうございました。

診療所用

【報告期日：1月29日】

新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）

送付先
滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室
FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

医療機関名	
代表者氏名	
調査票記入者氏名	
電話番号/FAX番号	／
メールアドレス	@

ワクチン優先接種対象者リスト

No.	名前	年齢	住所（居住地）	職種
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ リストが不足する場合は適宜追加してください。
様式が必要であれば、Mailで依頼ください。

回答は以上になります。
ご協力ありがとうございました。

－ 20 －

滋　医　政　第　４２　号
令和３年（2021 年）１月８日

一般社団法人滋賀県病院協会　会長　様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
（ 公 印 省 略 ）

医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの優先接種に関する調査について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に日々ご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」とします。）については、安全性、有効性の確認を最優先に、令和３年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図ることとされており、ワクチンが薬事承認された際には、速やかに接種を実施できるよう、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和２年法律第 75 号）が 12 月９日に公布・施行されたほか、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）」（令和２年 12 月 17 日付け健発 1217 第４号厚生労働省健康局長通知）等において、準備しておくべき事項が示されたところです。

予防接種の実施に当たっては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、医療従事者等へ優先接種がなされる方針とされており、新型コロナワクチン接種体制の確保および接種の実施準備を整える必要があります。つきましては、貴会員へ下記調査を行いますのでご承知いただくとともに、調査の円滑な実施に御協力賜りますようお願い申し上げます。なお、貴会員に別添写しのとおり調査への御協力をお願いしています。

記

１．報告書類

（１）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）
（２）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）

２．報告の内容

（１）　新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）について
① ワクチン接種意向の確認と対象者の把握について

・ 貴医療機関において優先接種の対象となる医療従事者等について、ワクチンの接種を受けるかご意向を教えてください。
・ 貴医療機関のワクチン接種対象（医療従事者等）の人数を教えてください。
・ なお、貴医療機関の医療従事者等が優先接種となるかは、５（１）に基づき御判断ください。

（２） 新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）について

① ワクチン接種対象者の特定について

・貴医療機関のワクチン接種対象者（医療従事者等）の情報を教えてください。

３．報告先・報告方法

滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室あてメールで御報告願います。対象となる医療機関が多いためメールでの御提出に御協力をお願いします。

提出先

E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

FAX：077-528-4866

○ 滋賀県のホームページから報告様式（エクセルファイル）がダウンロードできますので御利用ください。

滋賀県ホームページ ＞ 県民の方 ＞ 健康・医療・福祉 ＞ 薬事・感染症 ＞ 助成・支援・補助 ＞ 「診療・検査医療機関等へのお知らせ」

http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/315091.html

４．取りまとめ期日

国への報告や事務手続きの都合上、以下のとおりの取りまとめ期日を設定させていただきます。なるべくお早めに御提出ください。

「様式１」提出期日	**１月 22 日（金）**
「様式２」提出期日	**１月 29 日（金）**

５．その他

（１）優先接種対象者（医療従事者等）の範囲について

○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に頻繁に接する機会のある医師その他職員

・ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

・ 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者がどうか分

からない患者を含む。

（２）実施医療機関に求められる体制について

○　ワクチン接種実施医療機関には、次のような体制をとることが求められる。

・　ワクチンの冷凍施設の配置が可能であること。

・　予約時間割の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（３密対策）が講じられていること。

・　国が用意するワクチン接種円滑化システムを用い、接種に係る医療機関等情報の入力、ワクチンの到着日の確認、定期的な接種状況やワクチン等の在庫状況等の報告を行うことができる。

問い合わせ先
〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１－１
滋賀県健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室　ワクチン接種推進チーム
TEL：077-528-3588／FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

病院用

【報告期日：1月22日】

新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式１）

送付先
滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室
FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

医療機関名	
所在地	〒　　－
代表者氏名	
調査票記入者氏名	
電話番号/FAX番号	／
メールアドレス	@

1.　ワクチン接種意向の確認と対象者の把握について

(1) ワクチン接種の意向について

	自院の優先接種対象者※（医療従事者等）について接種を希望する。	⇒(2)に回答ください
	自院の優先接種対象者（医療従事者等）について、接種を希望しない。	⇒回答は以上になります。

(2) ワクチン優先接種対象の人数について

自院の接種対象人数（予定）

接種対象者	医師	看護師	その他職員	委託業者	合計	
（人）						⇒(3)に回答ください

※ 新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する機会のある医療従事者等が対象者となります。
※ 各医療機関において、対象範囲の基準を参考に対象者を判断してください。（"頻繁に接する職員"の範囲等は医療機関で判断することとなり、県が貴院の判断に疑義を呈することはありません。）
※ 対象となる医療従事者等の範囲は通知書をご参考ください。なお、現時点での判断基準です。

２．　ワクチン接種を行う医療機関の募集について

(3) 自院で医療従事者の接種が出来る医療機関の募集について

ワクチン接種の実施について

	自院の医療従事者に対する接種を自院で実施することが可能である※。（Ⅰ型の接種実施医療機関としての対応が可能である。）	⇒(4)に回答ください
	自院の医療従事者に対する接種について、自院で接種体制を確保することはできない。（他院での接種を希望する。）	⇒回答は以上になります

※ 自院でワクチンを接種する医療機関（＝大規模医療機関）は、975回分（おおよそ10日間で）のワクチンを無駄なく接種できる体制がある医療機関であることが求められていますが、当該件は追って調整させていただきますので、まずは自院で接種を行う体制があるかご回答ください。

(4) 実施医療機関の募集について

	自院以外の医療従事者へのワクチン接種も受け入れる。（ワクチン接種実施医療機関としての体制確保が可能である。）
	ワクチン接種は自院の医療従事者のみとし、他の医療従事者の接種を受け入れることはできない。

－ 24 －
24

回答は以上になります。
ご協力ありがとうございました。

病院用

【報告期日：1月29日】

新型コロナワクチンの接種に関する調査票（様式２）

送付先
滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課
感染症対策室
FAX：077-528-4866
E-Mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

医療機関名	
代表者氏名	
調査票記入者氏名	
電話番号/FAX番号	／
メールアドレス	@

ワクチン優先接種対象者リスト

No.	名前	年齢	住所（居住地）	職種
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ リストが不足する場合は適宜追加してください。
様式が必要であれば、Mailで依頼ください。

回答は以上になります。
ご協力ありがとうございました。

＜参考資料＞　令和2年10月29日開催
第5回滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会
「資料3」から抜粋

新型コロナウイルス感染症患者にかかる入院医療体制等の見直しについて

滋賀県 健康医療福祉部

入院勧告・措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令について

令和２年10月９日閣議決定

趣 旨

これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、季節性インフルエンザの流行も見据え、医療資源を重症リスクのある者等に重点化していくため、**感染症法に基づく入院措置の対象について見直し**を行う。

内 容

現行	改正後
感染者は全員入院対象とすることができる。	➢ 高齢者や基礎疾患を有する等の重症化リスクのある者など医学的に入院治療が必要な者、 ➢ 感染症のまん延防止のため必要な事項を守ることに同意しない者 を入院対象とすることができる（※１）。 （※１）上記のほか、都道府県知事等がまん延を防止するため入院を必要と認める者について、合理的かつ柔軟に入院対象とすることができることとする（省令事項）。

※２　併せて、別途、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、疑似症患者の届出を入院症例に限ることとする（現行は全数）。
（省令事項。施行期日：10月14日）

施行期日等

○公布日：令和２年10月14日
○施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日（10月24日）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について

■改正の内容
　指定令第３条において準用する感染症法第19 条及び第20 条の**入院の勧告・措置の対象を、以下（１）及び（２）の対象者に限定する**こととする。

（１）65 歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者
　具体的には、以下の**いずれかに該当**する者である。

① **65 歳以上の者**
② **呼吸器疾患を有する者**
③ 上記②に掲げる者のほか、**腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがある**と認められる者
④ **臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがある**と認められる者
⑤ **妊婦**
⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が**重度又は中等度**であるもの
⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の**症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要がある**と認める者
⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、**都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が**新型コロナウイルス感染症の**まん延を防止するため入院させる必要がある**と認める者

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について

（２）上記（１）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として**厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者**

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

ア　指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で**健康状態を報告すること**
イ　指定された期間、指定された場所から**外出しないこと**
ウ　上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の**まん延を防止するため必要な事項**

入院の勧告・措置の対象者

１．重症化リスクがある、症状が中等度以上であるなど医療面から入院の必要がある者
２．知事（大津市は市長）がまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
３．健康状態の報告や外出制限等を守らない者

滋賀県における入院・宿泊療養の方針

・原則として、省令第一条①～⑦に該当する者（**高リスク者）は入院、それ以外の低リスク者は宿泊療養施設へ直接入所**とする。
・クラスター等の感染拡大時に備えて**宿泊療養施設は常時開設**し、病院の負担軽減を図る。
・**適切なリスク判断**ができるよう、検査医療機関に入院勧告・措置の対象**チェックリスト※を配布**する。
・宿泊療養施設では、医療従事者が入所時に問診を行いリスク分類が適切であることを確認するとともに、急変時に備えてバックアップ病院との連携を深め、**宿泊療養施設の医療面の機能強化**を図る。
・ただし、低リスク者で宿泊療養施設が遠方となる場合等は、**地域の病床のひっ迫状況等を鑑みながら**、低リスク者でも入院とするなど**病床を柔軟に活用**する。
・**自宅療養は、原則として行わない**。

これまで得られた新たな知見等に基づき、**新型コロナウイルス感染症からいのちや生活を守る**とともに、**限られた医療資源を最大限に活用した持続可能な医療提供体制の構築**に向けて、**ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応の第一歩を踏み出す**

診療・検査医療機関→保健所 連絡用紙

省令第一条		入院勧告・措置の対象チェックリスト（わかる範囲で該当する下記右枠に☑をご記入ください）	
	項目	具体例	
①	患者背景 年齢	検査（診断）時 65歳以上	□
⑤	患者背景 妊婦	妊娠／妊娠の可能性が高い	□
③	患者背景 高度肥満	BMI 30以上（体重kg ÷ 身長m ÷ 身長m）	□
②	既往歴 呼吸器疾患	慢性閉塞性肺疾患（COPD）・体動時の呼吸困難・慢性の咳や痰・在宅酸素療法等	□（←該当内容に○）
③	既往歴 臓器等機能低下	慢性腎臓病・糖尿病治療中（自己中断例含む）・心血管疾患・脳卒中 高血圧症治療中（自己中断例含む）・動脈瘤・動脈乖離　等	□（←該当内容に○）
④	既往歴 免疫機能低下	悪性腫瘍（進行悪性腫瘍で治療中もしくは末期状態のもの）　等	□（←該当内容に○）
⑥	症状が重度又は中等度 右記※の数値は、年齢による差異や測定機器の誤差等もあるので、総合的にご判断ください	・発熱：38℃以上の発熱が続く ・低酸素所見あり：SpO2　95%以下※ ・バイタル不良：呼吸困難、呼吸苦が続く・呼吸が速い（30回/分以上※） 脈が速い（130bpm以上※）・その他重篤感がある ・画像所見：肺炎像認める	□（←該当内容に○）
⑦	その他医師が入院を必要と認める事由	具体的内容記入 （　　）	□

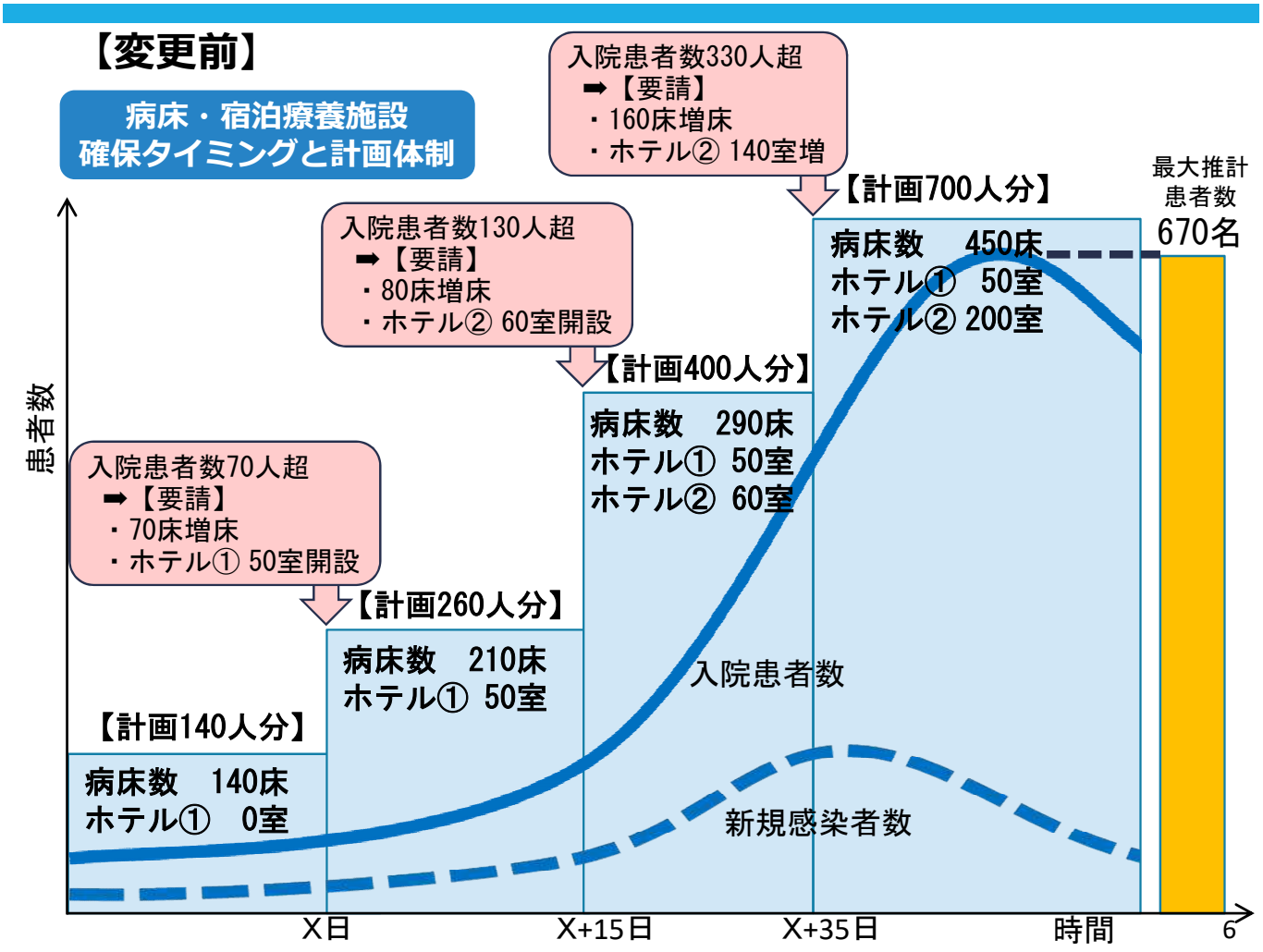
【変更前】
病床・宿泊療養施設
確保タイミングと計画体制
入院患者数330人超
➡【要請】
・160床増床
・ホテル② 140室増
【計画700人分】
病床数 450床
ホテル① 50室
ホテル② 200室
最大推計
患者数
670名
入院患者数130人超
➡【要請】
・80床増床
・ホテル② 60室開設
【計画400人分】
病床数 290床
ホテル① 50室
ホテル② 60室
入院患者数70人超
➡【要請】
・70床増床
・ホテル① 50室開設
【計画260人分】
病床数 210床
ホテル① 50室
【計画140人分】
病床数 140床
ホテル① 0室
患者数
入院患者数
新規感染者数
X日
X+15日
X+35日
時間
6

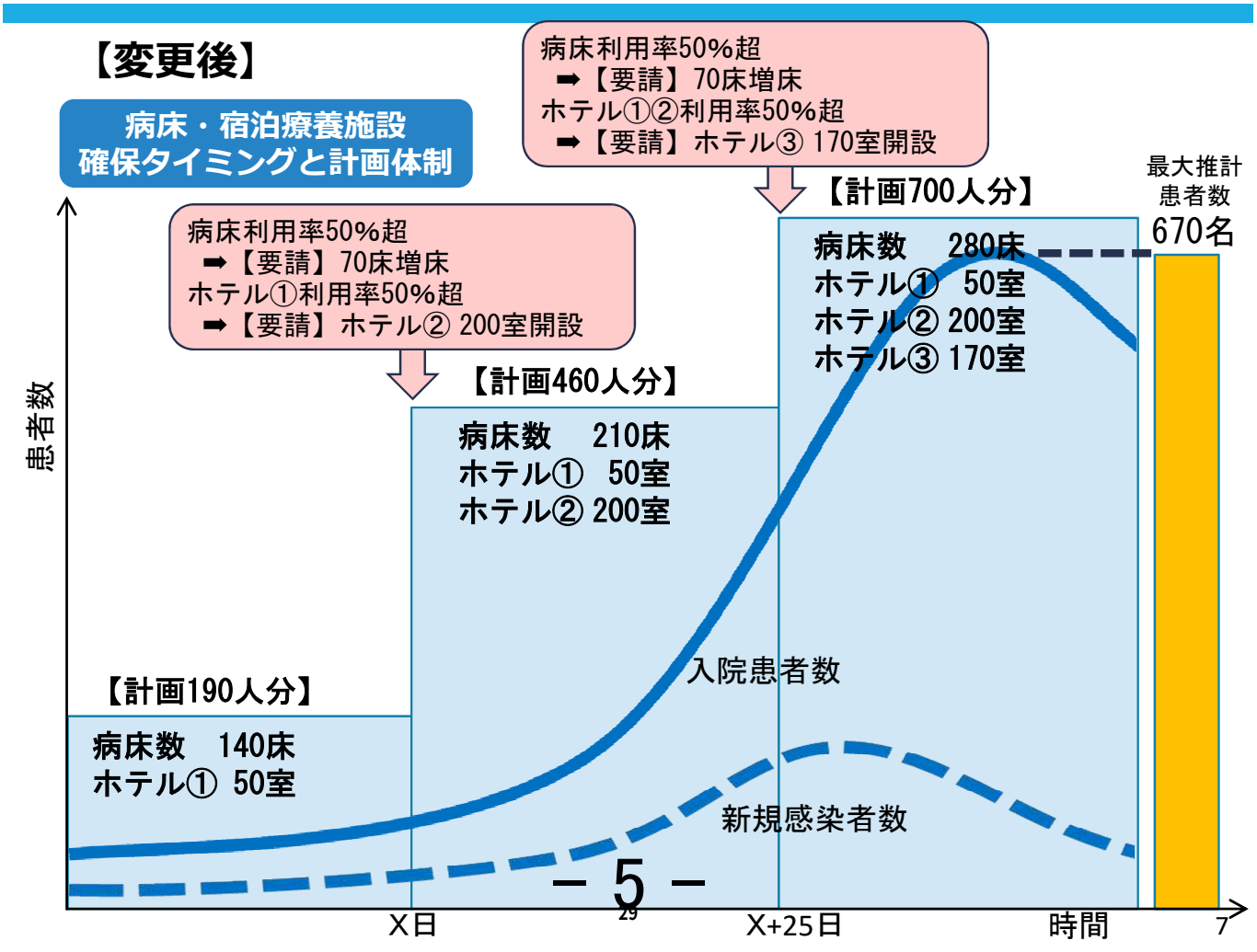
【変更後】
病床・宿泊療養施設
確保タイミングと計画体制
病床利用率50%超
➡【要請】70床増床
ホテル①②利用率50%超
➡【要請】ホテル③ 170室開設
【計画700人分】
病床数 280床
ホテル① 50室
ホテル② 200室
ホテル③ 170室
最大推計
患者数
670名
病床利用率50%超
➡【要請】70床増床
ホテル①利用率50%超
➡【要請】ホテル② 200室開設
【計画460人分】
病床数 210床
ホテル① 50室
ホテル② 200室
【計画190人分】
病床数 140床
ホテル① 50室
患者数
入院患者数
新規感染者数
X日
X+25日
時間
7

各段階の移行のタイミング

【第１段階】
・高齢者施設等での大規模クラスターを想定し、第１段階から**病床１４０床を確保**
・政省令改正に対応し、第１段階から**ピアザ50室を稼働（今回は11/1～）**
・宿泊療養施設はピアザのみ運用のため、患者が遠方の場合等は**病床も柔軟に活用**

【第２段階】
・第１段階の**病床利用率が50%程度**を超えれば、**病床を70床増床要請**
・**ピアザ利用率が50%程度**を超えれば、**東横イン彦根を稼働**
・病床のひっ迫状況等も踏まえ、患者が遠方の場合等は**病床も柔軟に活用**

【第３段階】
・第2段階の**病床利用率が50%程度**を超えれば、**病床を70床増床要請**
・**ピアザと東横インの利用率が50%程度**を超えれば**第3のホテルを開所**
・病床のひっ迫状況等も踏まえ、患者が遠方の場合等は**病床も柔軟に活用**

※ なお、各段階の移行を行う病床・宿泊療養施設の利用率は目安であり、**地域の感染の発生状況等も踏まえて総合的に判断を行う**。

※ 病床拡大には相当時間がかかるため、現在の病床（210床程度）については**新たな入院勧告・措置が安定的な運用になるまで維持**し、今後、地域の感染状況や病院の意向も踏まえながら、**一般医療との両立に向けて**調整を行う。

8

R2.12.25厚生労働省 資料

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

基本的な考え方

○ これまで、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、必要とされる一般医療を両立して確保することを目指し、都道府県では策定した病床確保計画に基づき、病床確保を推進。

○ 一方、全国の新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準であるなど、急激に感染拡大が進行。

○ これに伴い、入院者数、重症者数の増加が続いており、対応を続けている医療従事者への負荷も増大。今後も、継続して医療従事者へ負荷がかかることが見込まれる。

○ こうした新たな局面においても、一般医療を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を拡充していくため、以下の取組を推進。

1．更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

2．既存施設等の最大限の活用等による病床確保

3．院内感染の早期収束支援

4．看護師等の医療従事者派遣の支援等による人材確保

5．高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束

全体像

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

Ⅰ．入院受入医療機関への緊急支援

1.更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う。

Ⅱ．確保病床の最大限の活用

1.感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

・**「診療の手引き」を改訂**し、医師が入院の必要性を判断する必要が生じた場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。
・感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を**地域で協議して活用している地域の取組事例を紹介**。
・都道府県調整本部等が行う**患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有(見える化)を促進**。
・院内感染発生時には、必要な支援を行った上で、状況に応じてその医療機関で陽性患者の療養を実施。

2.治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関の支援等

・新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、**いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の３倍（７５０点）を算定。**
・介護施設について、**施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いや暫定ケアプランの活用が可能**との周知を行い、退院患者の受入れを促進。

3.緊急時の柔軟な職員配置

・コロナ患者等の受け入れ医療機関やコロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関では、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件を柔軟に運用可能と改めて周知。

4.宿泊・自宅療養の活用

・病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、医師が入院の必要が無いと判断した無症状者や軽症患者は、高齢者等も含め宿泊療養・自宅療養を活用（丁寧な健康観察を実施）。

5.既存施設・敷地の最大限の活用

・ICUを含む多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修等による、既存施設を活用した病床増床の支援（臨時区画整備や簡易陰圧装置の設置等の支援について改めて周知）。
・プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、医療法の特例の活用等により、医療機関内の敷地内にプレハブ病棟を設置することが可能であると、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、簡易病室及び付帯する備品の整備が支援対象であることを明確化。

全体像

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

Ⅲ．院内感染時の対応策

1. 新型コロナ院内感染の早期収束支援

・院内感染発生時に早期の収束を実現するため、当該医療機関で取るべき、ゾーニング等の感染管理の方法、外部からの人的支援・物資支援、国の財政支援（重点医療機関の病床確保料、消毒・清掃・リネン交換等の感染拡大防止等支援）の活用について提示。
これらにより、無症状者や軽症患者等が当該医療機関で療養を継続することを可能とする。

・外来・入院受入れの維持や停止後の早期再開のための確認事項（ゾーニングや感染対策の対応状況等）を提示。

Ⅳ．人材確保

1.新型コロナ患者に対応する医療従事者の確保支援

・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う（再掲）。

2.看護師等の医療従事者派遣の支援

・新型コロナの影響で人員が必要となる医療機関に対して医師・看護師等を派遣する場合、緊急包括支援交付金の補助対象となることを明確化。
（12/14より重点医療機関に派遣される場合の補助上限額引き上げ。
医師： 1時間7,550円→ 15,100円、看護師等：1時間2,760円→ 5,520円）

・都道府県ナースセンターに登録されている**潜在看護師等を活用**し、看護協会が調整して、**宿泊療養施設等の人材を確保。**

・潜在看護師等が新型コロナウイルス感染症関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討。

・全国知事会を通じた看護師等の広域派遣。

・**日本看護協会が各都道府県看護協会と調整**し、**県外医療機関に**感染管理認定看護師を含めた**看護師等の応援派遣をする仕組み**の活用。

・**重症者が多い地域**に対して関係学会と連携して**専門医等を派遣**（**ECMOnet**の活用）。

3.看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

・看護補助者の確保につなげるよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成し、周知。

・院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費であることを明確化し、民間業者への委託を促進。

・新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を**受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供。**

・コロナ対応のしわ寄せを受けるその他病棟等に対し、ハローワークによる看護補助者のマッチングを強化し、医療提供体制全体を支援。

4.看護師等の育児環境の確保

・コロナ患者受け入れ医療機関等の医療従事者等の子どもが他の医療機関の院内保育所を入所できるよう、柔軟な対応を依頼。

・**保護者の勤務先等の状況のみをもって医療従事者等の子供の保育所への登園を断ることは適切ではないこと等の周知徹底。**

・子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、**臨時休園を行う等の場合**においても、**医療従事者等の子ども**については**代替保育の提供**の検討を要請。

Ⅴ．高齢者施設等の対応策

1.高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束

・高齢者施設等での感染発生防止策や検査の引き続きの徹底。

・感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上。

3

更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

○　感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助**を行う。（国直接執行）

１．対象医療機関

○ 病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、国に申し出て、国が認めた場合、当該都道府県において新型コロナ患者・疑い患者の受入病床を割り当てられている医療機関

・ 都道府県は、病床が逼迫する地域に限定して、国に申し出ることも可能。
・ 医療機関は、申請時点で確保病床の病床使用率が25%以上であること※。医療機関は3/31まで、都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。医療機関は2/28までに申請を行うこと。
※ 令和2年12月25日以降新たに割り当てられた確保病床は除く。新たに割り当てられた確保病床は補助の対象。

２．補助基準額

○ 確保病床数に応じた補助（①～③の合計額）

① 重症者病床数×1,500万円
② その他病床数×450万円
③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450万円

３．対象経費

○ 令和２年12月25日から令和3年3月31日までにかかる以下の①及び②の経費

① 新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）
・ ①により、新型コロナ患者の入院受入医療機関が新型コロナ対応を行う医療従事者の処遇改善・確保に取り組む。
・ 新型コロナ対応手当の額、支給する職員の範囲は、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合いなどを考慮しつつ、医療機関が決定。

② 院内等での感染拡大防止等に要する費用（消毒・清掃・リネン交換等委託、感染性廃棄物処理、個人防護具購入等）
・ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料に活用することが可能。看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者に委託できる。
・ ②の経費は、補助基準額の1/3を上限。例えば、補助基準額が7500万円の場合、②の経費への補助金の使用は2500万円が上限となり、補助基準額の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用は5000万円以上となる。

４．所要額　2,693億円（令和2年度予備費）

５．スケジュール

・ 12/25(金)　予備費使用の閣議決定、交付要綱の発出、都道府県からの申出受付開始、補助金の申請受付開始

4

診療所での診療・検査の状況

令和3年1月5日までの指定、検査報告分で集計

圏域	県医師会会員数 A	相談（意向調査票提出済）	発熱患者等の診療を行う B	行政検査の委託契約締結 C	「検査する」と回答	うち検査実績あり D	「検査する可能性がある」と回答	うち検査実績あり E	県医師会員数に対する割合 発熱患者等の診療を行う B/A	行政検査の委託契約締結 C/A	検査実績あり (D+E)/A
大津	238	165	111	86	35	**27**	51	**36**	46.6%	36.1%	26.5%
草津栗東	138	129	84	58	6	**3**	52	**26**	60.9%	42.0%	21.0%
守山野洲	92	78	49	27	3	**3**	24	**17**	53.3%	29.3%	21.7%
甲賀湖南	65	63	38	23	12	**11**	11	**9**	58.5%	35.4%	30.8%
近江八幡市蒲生郡	57	44	36	18	4	**3**	14	**13**	63.2%	31.6%	28.1%
東近江	51	36	30	21	6	**4**	15	**5**	58.8%	41.2%	17.6%
彦根	89	76	34	19	6	**6**	13	**8**	38.2%	21.3%	15.7%
湖北	82	74	47	23	9	**7**	14	**9**	57.3%	28.0%	19.5%
高島	30	31※1	22	14	5	**3**	9	**3**	73.3%	46.7%	20.0%
合計	842	696	451	289	86	**67**	203	**126**	53.6%	34.3%	22.9%

※1　高島市民病院朽木診療所からの回答を含む

診療・検査医療機関数

６割以上で実際に検査実施

・**診療・検査医療機関は504か所**となった（**診療所451か所**　病院44か所、地域外来・検査センター9か所）
・行政検査の委託契約を締結した診療所289か所のうち、**193か所で約2100件（11月：約750件　12月：約1,350件）の検査実績**がある
・「検査する可能性がある」と回答した診療所の６割以上で実際に検査が行われている

資料

宿泊療養施設オンコール体制協力医　施設別・地域医師会別内訳
（令和2年11月～令和3年1月の期間の協力医）

【ホテルピアザびわ湖】　（延人数）

大津市医師会	24 名	A

【ホテル東横INN彦根駅東口】　（延人数）

大津市医師会	3 名	
草津栗東医師会	1 名	
守山野洲医師会	0 名	
甲賀湖南医師会	2 名	
近江八幡市蒲生郡医師会	1 名	
東近江医師会	4 名	
彦根医師会	6 名	
湖北医師会	4 名	
高島市医師会	0 名	
	計　21 名	B

A + B　45 名

滋医発第　231　号
令和 2 年 12 月 10 日

代　議　員　各位

一般社団法人　滋賀県医師会
会長　越　智　眞　一
［ 公 印 省 略 ］

第 218 回臨時代議員会の書面決議の結果について（報告）

平素は、本会会務の推進にあたり格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 2 年 11 月 26 日付 滋医発第 228 号文書により、書面決議を依頼いたしましたところ早々のご回答をいただきありがとうございました。
つきましては、提出議案の審議結果について下記のとおりご報告いたしますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

記

１．議　案

第１号議案　「令和３年度滋賀県医師会会費徴収につき決議を求めることについて」

審議結果　　可決　　承認　32（全代議員）　　非承認　0

上記のとおり、全員一致の承認をもって、議案は可決されました。
なお、皆様からいただきましたご意見等につきましては、今後の運営、事業における参考とさせていただきます。
今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和３年度滋賀県医師会会費について

１．滋賀県医師会会費徴収規程第３条に定める、満年齢による定額会費並びにＡ会員の減額会費を次のとおりとする。

会員区分	75歳未満	75歳～82歳	83歳以上	
			５年未満在籍	５年以上在籍
Ａ 会 員	年額21万円	年額12万円	年額６万円	※０円
減額適用Ａ会員	年額12万円	年額６万円	年額３万円	
Ｂ 会 員	年額3.6万円	年額1.8万円	年額0.9万円	
Ｃ 会 員	０円			

減額適用Ａ会員

第１項：前年度１月１日における在籍会員数が６名以上の医療機関を開設または管理する会員。

第２項：前年（度）分の医業収入額が３千万円未満の会員。
（医業収入が確認できる書類の写しを添付し､所定の様式にて申請すること。）

※５年以上在籍し、かつ、満83歳に達している会員は所定様式にて申請することにより０円とする。ただし、申請の手続きは次年度以降省略することができる。

令和２年度時点で83歳以上の会員は従前による。

上記会費徴収については、第218回臨時代議員会書面表決により、令和２年12月９日に決議されました。

会員の皆さまには、令和３年度会費の納入につき、ご理解ご協力をお願いします。

なお、会費減額の適用条件に該当する会員で、減額を希望される場合は、滋賀県医師会報に掲載の様式を用いて、郵送にて滋賀県医師会事務局まで申請してください。

滋賀県医師会ホームページの会員専用ページからも、様式のダウンロードが可能です。

※令和３年３月25日㈭　必着

令和　　年度滋賀県医師会会費減額申請書（Ａ会員）

令和　　年　　月　　日

滋賀県医師会長　様

所属医師会：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日：　　年　　月　　日

滋賀県医師会会費の減額適用を受けたいので、下記のとおり前年（度）分の医業収入額を報告のうえ申請します。

前年分医業収入金額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※医業収入金額とは、社保、国保、自由診療の合計額。

減額適用条件

・会員区分がＡ会員で、前年（度）分の医業収入額が３千万円未満の会員。
（医業収入額が確認できる書類の写しを添付すること。）

≪申請書送付先≫

滋賀県医師会事務局

〒520-3031　栗東市綣一丁目 10 番 7 号

令和　　年度滋賀県医師会会費減額申請書（８３歳以上）

令和　　年　　月　　日

滋賀県医師会長　様

所属医師会：

医療機関名：

氏　　名：　　㊞

生年月日：　　年　　月　　日

私は、令和　　年　　月に満８３歳に達し、滋賀県医師会に延べ５年以上在籍するため、滋賀県医師会会費の減額適用を申請します。

≪申請書送付先≫

滋賀県医師会事務局

〒520-3031　栗東市綣一丁目 10 番 7 号

事務局記入欄　　**在籍年数：　　年**

（延べ在籍年数）

令和3(2021)年度　湖南広域休日急病診療所における診療待機医師(オンコール)

日程			医師会名	氏名	医療機関名	医療機関 電話番号	緊急連絡先（携帯）
令和3年 (2021年)	4/29	木・祝	守山野洲				
	5/2	（日）	守山野洲				
	5/3	月・祝	草津栗東	浅野　信行	あさの内科クリニック	565-2133	
	5/4	火・祝	草津栗東	山本　敏夫	久　徳　医　院	567-5577	
	5/5	水・祝	草津栗東	加藤　洋一	加藤内科医院	567-6234	
	12/29	水・休	守山野洲				
	12/30	木・休	守山野洲				
	12/31	金・休	守山野洲				
令和4年 (2022年)	1/1	土・祝	草津栗東	馬場　史道	北山田診療所	566-2560	
	1/2	（日）	草津栗東	橋本　賢治	橋本内科医院	564-1566	
	1/3	月・休	草津栗東	木築　野百合	きづきクリニック	553-8051	
	1/9	（日）	守山野洲				
	1/10	月・祝	草津栗東	中嶋　康彦	なかじま医院	566-8118	
	1/16	（日）	守山野洲				
	1/23	（日）	草津栗東	小熊　哲也	おぐまファミリークリニック	561-3288	
	1/30	（日）	守山野洲				
	2/6	（日）	草津栗東	樋上　雅一	樋上循環器科・内科医院	552-6617	
	2/11	金・祝	守山野洲				
	2/13	（日）	草津栗東	新木　真一	あらき内科クリニック	553-4447	
	2/20	（日）	守山野洲				
	2/23	水・祝	草津栗東	坂井　伸好	おうみクリニック	569-5525	
	2/27	（日）	守山野洲				

待機時間　　14:00～19:00

中山書店発行「最新内科学体系」

最新内科学体系（書籍名）			発行年月
内科総論	第1巻	医師と患者	1997年2月28日　第1刷発行
	第2巻	科学としての内科学	1996年11月30日　第1刷発行
	第3巻	主要症候	1996年4月30日　第1刷発行
	第4巻	臨床検査	1994年7月28日　第1刷発行
	第5巻	標準救急医療	1993年6月25日　第1刷発行
代謝疾患	第6巻	肥満症・臨床栄養	1995年10月30日　第1刷発行
	第7巻	糖尿病	1995年11月30日　第1刷発行
	第9巻	高脂血症、底脂血症	1995年12月25日　第1刷発行
	第10巻	核酸・蛋白・ポルフィリン代謝異常	1996年2月29日　第1刷発行
	第11巻	ミトコンドリア病、リソソーム病	1996年3月30日　第1刷発行
内分泌疾患	第12巻	間脳・下垂体疾患	1993年8月31日　第1刷発行
	第13巻	甲状腺疾患	1993年7月10日　第1刷発行
	第14巻	カルシウム代謝異常	1993年7月31日　第1刷発行
	第15巻	副腎疾患、水・電解質異常	1993年10月29日　第1刷発行
	第16巻	性腺疾患	1993年9月30日　第1刷発行
	第17巻	膵・消化管内分泌	1993年11月30日　第1刷発行
血液・造血器疾患	第18巻	貧血、多血症	1992年5月29日　第1刷発行
	第19巻	白血病	1992年6月30日　第1刷発行
	第20巻	リンパ系疾患	1992年7月31日　第1刷発行
	第21巻	血小板・凝固・線溶以上	1992年9月30日　第1刷発行
免疫・アレルギー性疾患	第22巻	自己免疫疾患と免疫不全	1993年5月31日　第1刷発行
	第23巻	アトピー・アレルギー性疾患	1992年8月31日　第1刷発行
	第24巻	膠原病と類縁疾患	1993年3月31日　第1刷発行
	第25巻	慢性関節リウマチ	1993年4月30日　第1刷発行
感染症	第26巻	ウイルス感染症	1994年2月28日　第1刷発行
	第27巻	細菌感染症	1994年4月28日　第1刷発行
	第28巻	真菌・寄生虫感染症	1994年3月31日　第1刷発行
循環器疾患	第29巻	循環器機能検査法	1990年3月20日　第1刷発行
	第30巻	循環不全	1990年10月25日　第1刷発行
	第31巻	不整脈	1990年12月20日　第1刷発行
	第32巻	心筋症と心筋炎	1991年4月30日　第1刷発行
	第33巻	狭心症	1990年8月30日　第1刷発行
	第34巻	心筋梗塞	1990年6月25日　第1刷発行
	第35巻	高血圧症、低血圧症	1991年2月25日　第1刷発行
	第37巻	弁膜症、感染性心内膜炎	1991年3月28日　第1刷発行
	第38巻	先天性心疾患	1991年7月30日　第1刷発行
	第39巻	心外膜疾患と肺性心	1991年6月28日　第1刷発行
消化器疾患	第40巻	食道炎、食道癌	1993年2月26日　第1刷発行
	第41巻	胃炎	1993年1月31日　第1刷発行
	第42巻	消化性潰瘍	1991年12月20日　第1刷発行
	第43巻	胃癌	1992年10月31日　第1刷発行
	第44巻	吸収不良症候群	1992年11月30日　第1刷発行
	第45巻	炎症性腸疾患	1992年12月31日　第1刷発行
	第46巻	大腸癌	1992年9月10日　第1刷発行
肝・胆道疾患	第47巻	肝機能不全	1991年8月30日　第1刷発行

中山書店発行「最新内科学体系」

最新内科学体系（書籍名）			発行年月
	第48巻	ウイルス肝炎	1991年11月25日　第1刷発行
	第49巻	肝硬変	1991年10月31日　第1刷発行
	第50巻	肝癌	1991年9月30日　第1刷発行
	第51巻	肝と薬物・アルコール、胆汁うっ滞	1992年4月30日　第1刷発行
	第52巻	胆石、胆道癌	1992年2月28日　第1刷発行
膵疾患	第53巻	膵炎	1992年1月20日　第1刷発行
	第54巻	膵腫瘍	1992年3月31日　第1刷発行
腎・泌尿器疾患	第55巻	ネフロン障害	1995年2月28日第1刷発行
	第56巻	原発性糸球体疾患	1995年3月31日第1刷発行
	第57巻	尿細管・間質・尿路疾患	1995年5月31日第1刷発行
	第58巻	腎不全	1995年4月30日第1刷発行
	第59巻	全身性疾患と腎障害	1995年6月30日第1刷発行
呼吸器疾患	第60巻	肺気腫、閉塞性肺疾患	1994年8月31日第1刷発行
	第61巻	肺炎、間質性肺炎	1994年12月31日第1刷発行
	第62巻	気管支喘息、アレルギー性肺疾患	1994年9月30日第1刷発行
	第63巻	肺癌、呼吸器腫瘍	1994年11月30日第1刷発行
	第64巻	全身性疾患と肺病変	1994年10月31日第1刷発行
神経・筋疾患	第65巻	脳の高次機能障害	1996年7月31日第1刷発行
	第66巻	脳血管障害	1996年5月31日第1刷発行
	第67巻	神経感染症と脱髄疾患	1996年9月30日第1刷発行
	第68巻	神経変性疾患	1997年1月31日第1刷発行
	第69巻	代謝性・中毒性神経疾患	1996年10月31日第1刷発行
	第70巻	抹消・自律神経疾患	1996年12月24日第1刷発行
	第71巻	ミオパチー	1996年6月30日第1刷発行
	第72巻	脳脊髄の腫瘍、外傷、奇形、脊椎異常	1996年8月31日第1刷発行
骨・関節疾患	第73巻	骨疾患	1995年8月31日第1刷発行
	第74巻	関節疾患	1995年9月30日第1刷発行
環境性疾患	第75巻	環境因子による疾患	1994年5月31日第1刷発行
	第76巻	臨床中毒	1994年6月30日第1刷発行
関連領域疾患	第77巻	妊娠・分娩・産褥と内科疾患	1994年1月31日第1刷発行
	第78巻	皮膚の疾患	1993年12月25日第1刷発行
	第79巻	老年の診療	1995年1月31日第1刷発行
	第80巻	臨床腫瘍学	1995年7月31日第1刷発行
プログレスシリーズ	1	総合診療	1998年2月25日第1刷発行
	2	内分泌・代謝疾患	1997年12月25日第1刷発行
	3	血液・造血器疾患	1997年6月25日第1刷発行
	4	免疫・アレルギー疾患	1997年9月25日第1刷発行
	5	感染症	1997年7月25日第1刷発行
	6	循環器疾患 1	1997年4月25日第1刷発行
	7	循環器疾患 2	1997年3月25日第1刷発行
	8	消化器疾患	1997年8月25日第1刷発行
	9	肝・胆・膵疾患	1997年5月23日第1刷発行
	10	腎・泌尿器疾患	1997年11月25日第1刷発行
	11	呼吸器疾患	1997年10月25日第1刷発行
	12	神経・筋疾患	1998年1月31日第1刷発行

中山書店発行「最新内科学体系」

最新内科学体系（書籍名）			発行年月
	特別巻１	内科臨床リファレンスブック　正常値・成城画像編	1999年1月25日第1刷発行
	特別巻２	内科臨床リファレンスブック　疾患編Ⅰ	1998年7月31日第1刷発行
	特別巻３	内科臨床リファレンスブック　疾患編Ⅱ	1998年9月25日第1刷発行
	別巻	総索引	1999年2月25日

日本医師会発行「生涯教育シリーズ」

（日本医師会雑誌特別号）

日本医師会雑誌特別号	生涯教育シリーズ		監修	発行年月
第93巻　第8号	5	臨床医のための　免疫科学	小林　登	昭和60年4月15日
第93巻　第10号	6	心疾患　診断のポイントと治療の実際	五島雄一郎	昭和60年5月15日
第93巻　第12号	7	医学講座対談集	五島雄一郎	昭和60年6月15日
第94巻　第8号	8	抗生物質療法　臨床医のためのガイドライン	清水喜八郎	昭和60年10月15日
第95巻　第5号	9	症状から見た救急処置　内科編	大林完二	昭和61年2月28日
第95巻　第13号	10	医学講座対談集　第2集	五島雄一郎	昭和61年6月15日
第96巻　第10号	11	症状から見た　画像診断		昭和61年11月15日
第97巻　第6号	12	医学講座対談集　第3集	五島雄一郎	昭和62年3月15日
第98巻　第10号	14	症状から見た　臨床検査	阿部正和・河合忠	昭和62年11月5日
第99巻　第6号	15	医学講座対談集　第4集	五島雄一郎	昭和63年3月15日
第99巻　第13号	16	小外科マニュアル	出月康夫・桜井健司	昭和63年6月20日
第100巻　第10号	17	癌のプライマリ・ケア	高久史麿	昭和63年11月15日
第101巻　第6号	18	医学講座対談集　第5集	五島雄一郎	平成1年3月15日
第101巻　第13号	19	心電図のABC	五島雄一郎・大林完二	平成1年6月20日
第102巻　第10号	20	小児診療マニュアル	大国真彦・木島昴	平成1年11月5日
第103巻　第6号	21	医学講座対談集　第6集	五島雄一郎	平成2年3月15日
第103巻　第13号	22	胸部Ｘ線写真のＡＢＣ	片山仁	平成2年6月20日
第104巻　第10号	23	糖尿病　外来診療のポイント	阿部正和・平田幸正	平成2年11月5日
第105巻　第6号	24	医学講座対談集　第7集	五島雄一郎	平成3年3月15日
第106巻　第10号	26	老人診療マニュアル	五島雄一郎・折茂肇	平成3年11月5日
第107巻　第6号	27	医学講座対談集　第8集	五島雄一郎	平成4年3月15日
第108巻　第5号	28	漢方治療のＡＢＣ	五島雄一郎・高久史麿	平成4年8月20日
第109巻　第10号	30	医学講座対談集　第9集	五島雄一郎	平成5年5月15日
第110巻　第5号	31	脳神経疾患のみかたＡＢＣ	篠原幸人・水野美邦	平成5年8月20日
第110巻　第11号	32	感染症の現況と対策	清水喜八郎	平成5年11月5日
第111巻　第6号	33	医学講座対談集　第10集	五島雄一郎	平成6年3月15日
第112巻　第6号	34	臨床検査のＡＢＣ	河合忠・橋本信也	平成6年9月10日
第112巻　第11号	35	リハビリテーションマニュアル	林泰史	平成6年11月5日
第113巻　第6号	36	対談　医の心ー先輩医師に学ぶ　第1集	五島雄一郎	平成7年3月15日
第114巻　第5号	37	心エコーのＡＢＣ	五島雄一郎	平成7年8月25日
第115巻　第6号	39	対談　医の心ー先輩医師に学ぶ　第2集	五島雄一郎	平成8年3月15日
第116巻　第2号	40	消化管内視鏡のＡＢＣ	出島康夫	平成8年7月10日
第116巻　第10号	41	薬の正しい使い方	本間光夫	平成8年10月25日
第117巻　第13号	43	Ｘ線ＣＴのＡＢＣ	片山仁	平成9年6月20日
第118巻　第9号	44	介護保険と高齢者医療	上田慶二	平成9年10月25日
第119巻　第8号	45	症候から診断へ　一般診療・呼吸器　第1集	日本医師会学術	平成10年4月15日
第119巻　第12号	46	疼痛コントロールのＡＢＣ	花岡一雄	平成10年6月15日
第121巻　第8号	48	症候から診断へ　消化器・内分泌　第2集	日本医師会学術	平成11年4月15日
第121巻　第12号	49	ＭＲＩのＡＢＣ	片山仁	平成11年6月15日
第122巻　第8号	50	肝疾患診療マニュアル	石井裕正	平成11年10月15日

日本医師会発行「生涯教育シリーズ」
（日本医師会雑誌特別号）

日本医師会雑誌特別号	生涯教育シリーズ		監修	発行年月
第122巻　第10号	51	感染症の診断・治療ガイドライン	日本医師会感染症	平成11年11月5日
第123巻　第8号	52	症候から診断へ　腎・泌尿器・生殖器　第3集	日本医師会学術	平成12年4月15日
第123巻　第12号	53	医療の基本ＡＢＣ	橋本信也	平成12年6月15日
第124巻　第8号	54	血液疾患診療マニュアル	池田康夫	平成12年10月15日
第125巻　第8号	55	症候から診断へ　心理・精神機能　第4集	日本医師会学術	平成13年4月15日
第125巻　第12号	56	脳血管障害の臨床	福内靖男	平成13年6月15日
第126巻　第8号	57	実践エコー診断	跡見裕	平成13年10月15日
第127巻　第8号	58	症候から診断へ　感覚器・運動器　第5集	日本医師会学術	平成14年4月15日
第127巻　第12号	59	内分泌疾患診療マニュアル	関原久彦	平成14年6月15日
第128巻　第8号	60	実践診断指針	出月康夫	平成14年10月15日
第129巻　第8号	61	専門医への紹介と事後の対応	橋本信也	平成15年4月15日
第129巻　第12号	62	実践　小児診療	鴨下重彦	平成15年6月15日
第130巻　第8号	63	糖尿病診療マニュアル	村勢敏郎	平成15年10月15日
第131巻　第12号	64	精神障害の臨床	上島国利	平成16年6月15日
第132巻　第12号	65	心臓病の外来診療	矢崎義雄	平成16年10月15日
第132巻　第12号	66	感染症の診断・治療ガイドライン2004	日本医師会感染症	平成16年12月5日
第134巻　特別号(1)	67	わかりやすい免疫疾患	宮坂信之	平成17年6月15日
第134巻　特別号(2)	68	実践　皮膚病変のみかた	西岡清	平成17年10月15日
第135巻　特別号(1)	69	実践　救急医療	跡見裕	平成18年6月15日
第135巻　特別号(2)	70	最新　臨床検査のＡＢＣ	橋本信也	平成18年10月15日
第135巻　臨時増刊号	71	臨床試験のＡＢＣ	高久史麿	平成18年11月1日
第136巻　特別号(1)	72	メタボリックシンドローム　up to date	岩本安彦	平成19年6月15日
第136巻　特別号(2)	73	腎・泌尿器疾患診療マニュアル	五十嵐隆	平成19年10月15日
第137巻　特別号(1)	74	心血管疾患診療のエクセレンス	矢崎義雄	平成20年6月15日
第137巻　特別号(2)	75	呼吸器疾患診療マニュアル	工藤翔二	平成20年10月15日
第138巻　特別号(1)	76	がん診療　update	跡見裕	平成21年6月15日
第138巻　特別号(2)	77	高齢者診療マニュアル	林泰史	平成21年10月15日
第139巻　特別号(1)	78	在宅医療　午後から地域へ	林泰史	平成22年6月15日
第139巻　特別号(2)	79	糖尿病診療2010	岩本安彦	平成22年10月15日
第140巻　特別号(1)	80	画像診断 update	大友邦	平成23年6月15日
第140巻　特別号(2)	81	症状からアプローチする　プライマリケア	跡見裕	平成23年10月15日
第141巻　特別号(1)	82	小児・思春期診療　最新マニュアル	五十嵐隆	平成24年6月15日
第141巻　特別号(2)	83	消化器疾患診療のすべて	跡見裕	平成24年10月15日
第142巻　特別号(1)	84	高血圧診療のすべて	島田和幸・磯部光章	平成25年6月15日
第142巻　特別号(2)	85	神経・精神疾患診療マニュアル	北川泰久・寺本明	平成25年10月15日
第143巻　特別号(1)	86	痛みのマネジメント　update	花岡一雄・田中栄	平成26年6月15日
第143巻　特別号(2)	87	感染症診療　update	河野茂・跡見裕	平成26年10月15日

令和３年度 特定健診・特定保健指導等に係る集合契約の概要

令和３年１月14日／第６回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議

1. 主な変更点

①令和２年度診療報酬改定に伴う健診単価の変更
採血料 30点 → 35点

②後期高齢者健診の「質問票」様式の変更
“既往歴”、“自覚症状”欄を追加（国保連合会システム上、必須項目）

③市町国保の特定保健指導に関する受託業務の変更
実施がないため、「初回面接のみ」の受託は廃止

2. 契約先・契約内容の概要

（１）契約先：１９市町

①特定健康診査：「基本項目」+「追加健診※」+「基準該当者への詳細項目」
※追加健診：尿酸、血清クレアチニン・ｅＧＦＲ、尿潜血、空腹時のHbA1c

②特定保健指導〔動機付け支援、積極的支援、健診当日初回面接実施※1〕
※1：健診当日初回面接実施は、“動機付け支援”または“積極的支援”を実施する特定保健指導機関において実施可

③治療中患者情報の提供

④後期高齢者健康診査：「基本項目」+「追加健診※2」
※2：追加健診：血清クレアチニン・ｅＧＦＲ

（２）契約先：健保組合・共済組合・国保組合・全国健康保険協会等

（令和２年度委託元保険者数は955）

①特定健康診査（基本項目・詳細項目）　※追加健診はなし

②特定保健指導〔動機付け支援、積極的支援、健診当日初回面接実施※3〕
※3：健診当日初回面接実施は、“動機付け支援”及び“積極的支援”を実施する特定保健指導機関において実施可（動機付け支援のみを実施する特定保健指導機関は実施不可）

（３）契約先：滋賀県市町村職員共済組合

①治療中患者情報の提供
※変更点なし

（４）契約先：滋賀県眼科医会

①眼底検査
※変更点なし

（５）契約先：登録衛生検査所（7 社）・滋賀県健康づくり財団

①特定健康診査、後期高齢者健康診査の請求データの電子化

※変更点なし

（６）契約先：（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西

①特定保健指導の請求データの電子化

※令和２年６月から利用開始（エストコーポレーションは令和２年３月末を以て利用終了）

３．その他

（１）令和３年度の集合契約への参加方法について

昨年と同様に、本契約への参加機関の募集を行い、各機関の概要の情報公開は本会 HP で行います。

①現在「本会と各代表保険者との集合契約」に参加の会員医療機関の場合

１月下旬に、来年度本契約への参加意思確認のための必要書類を FAX にて送付します。

②新たに（令和３年度から）「本会と各代表保険者との集合契約」に参加する会員医療機関の場合、滋賀県医師会事務局までお申し出ください。必要書類を送付いたします。

（２）令和３年度版「手引き」および説明会の開催について

手引きは３月末に各実施機関宛に直送予定です。説明会は開催いたしません。

以上

特定健診等請求データの電子化依頼の迅速化ならびに受診者への結果通知の遅延防止について（対応依頼）

１．特定健診等請求データの電子化依頼の迅速化について

採血日から１週間以内に、血液検査会社へ電子化を依頼してください。

ただし、眼底検査を眼科診療所に委託して実施する場合は、眼科診療所から眼底検査の結果報告書を受領後、速やかに血液検査会社へ電子化を依頼してください。

２．受診者への結果通知の遅延防止について

①結果説明・情報提供は、健診終了後、速やかに実施し、異常値が出た者に対しては、異常値を示す項目、異常値の程度等について、わかりやすく説明・通知してください。

②健診結果の通知について、受診者が健診結果を早く知りたいと希望する場合には、血液検査結果が出た段階で、血液検査結果（本人控）により説明・情報提供を行い、結果通知表は後日窓口で受診者本人に渡してください。

③市町国保及び後期高齢者医療では、原則、受診者へ結果通知表の手渡しにより結果説明・情報提供を行うことになっていますが、受診者本人が郵送による結果通知を希望する場合には、受診者の希望を考慮して対応願います。

なお、結果通知表を郵送する場合は、個人情報保護の観点から、封筒に「親展」と付記するようお願いします。

令和3年度　委託料単価

1. 特定健康診査の料金

40歳～74歳

区　分		1人当たり委託料単価(税込)			
		市町国保	前年度比	集合契約B (健保組合・国保組合等)	前年度比
基本項目		8,589 円	55 円	8,655 円	55 円
詳細項目	貧血検査	231 円	0 円	644 円	0 円
	心電図検査	1,430 円	0 円	1,430 円	0 円
	眼底検査	3,784 円	0 円	3,784 円	0 円
	血清クレアチニン・eGFR	0 円	0 円	0 円	0 円
追加健診 (HbA1c、血清クレアチニン・eGFR、尿酸、尿潜血)		640 円	0 円		
治療中患者情報提供		3,300 円	0 円		

2. 後期高齢者健康診査の料金

75歳～

区　分	委託料単価(税込)	前年度比
基本項目	8,589 円	55 円
追加健診(血清クレアチニン・eGFR)	0 円	0 円

3. 特定保健指導

動機付け支援：40歳～74歳(動機付け支援相当40歳～74歳)、積極的支援：40歳～64歳

区　分	委託料単価(税込)	前年度比
動機付け支援	9,429 円	0 円
積極的支援	36,667 円	0 円

4. その他、健診等機関から関係機関への委託料

区　分	委託料単価(税込)	前年度比
〈登録衛生検査所・健康づくり財団〉 特定健診等、請求データの電子化	448 円	0 円
〈NTTデータ関西〉 ※1名につき2回請求 特定保健指導の請求データの電子化	605 円	0 円
眼底検査の再委託 (滋賀県眼科医会がとりまとめる 眼科医療機関への委託)	3,484 円	0 円

令和3年度　委託元市町一覧表（委託範囲・健診実施予定期間）

令和3年1月7日現在

委託元市町名	委託範囲									※　健診実施期間（予定）	
					特定保健指導						
					令和３年度特定健診結果に基づく			令和２年度特定健診結果に基づく			
	特定健康診査	追加健診	治療中患者情報の提供	後期高齢者健康診査	動機付け支援	積極的支援	健診当日初回面接（動機付け支援・積極的支援）	動機付け支援	積極的支援	特定健康診査	後期高齢者健康診査
大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	６月～１月	６月～１月
草津市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	６月～２月	６月～２月
栗東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	６月～１２月	６月～１２月
守山市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～２月	５月～２月
野洲市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～１０月	５月～１０月
甲賀市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～３月	６月～３月
湖南市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	７月～１１月	７月～１０月
近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	５月～１２月	５月～１２月
日野町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	４月～１２月	４月～１２月
竜王町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～１２月	５月～１２月
東近江市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	４月～３月	４月～３月
彦根市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	６月～１月	６月～１月
愛荘町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～１月	７月～１０月
豊郷町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～２月	６月～３月
甲良町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	４月～２月	４月～２月
多賀町	○	○	○	○	○	○	×	○	○	５月～１２月	７月～１０月
長浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	６月～２月	６月～２月
米原市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	６月～２月	６月～２月
高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	５月～１月	５月～１月
計	19	19	19	19	17	17	5	17	17		

1. 年度別　医療保険者別 「特定健診等受診率」

単位：%

医療保険者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国保	**34.9**	**33.3**	**33.1**	**33.1**	**35.7**	**37.1**	**38.3**	**38.3**	**38.2**	**39.0**	**40.9**
協会けんぽ	33.2	36.7	36.5	39.1	48.4	51.3	54.3	44.0	58.3	44.9	56.2
健保組合	64.6	70.5	73.2	73.8	73.6	76.5	76.9	77.4	80.0	81.2	81.9
学校共済	39.5	78.0	79.6	81.1	82.1	82.9	76.4	91.5	81.9	79.2	82.9
地共済	83.0	80.6	81.9	80.7	80.4	82.4	83.9	85.0	86.0	86.2	86.5
警察共済	79.3	63.8	69.9	73.9	75.1	75.3	78.5	81.2	89.1	74.9	85.3
市町村共済	80.3	78.7	80.4	80.8	80.5	81.1	81.4	82.6	82.6	83.8	78.8
合計	**39.2**	**40.7**	**41.3**	**42.2**	**46.3**	**48.4**	**49.9**	**46.7**	**52.2**	**45.9**	**53.2**
後期高齢者医療	25.4	27.9	25.4	23.5	23.6	22.4	22.3	34.0	32.3	28.8	31.3

注1：「国保」は、国保組合を含む。

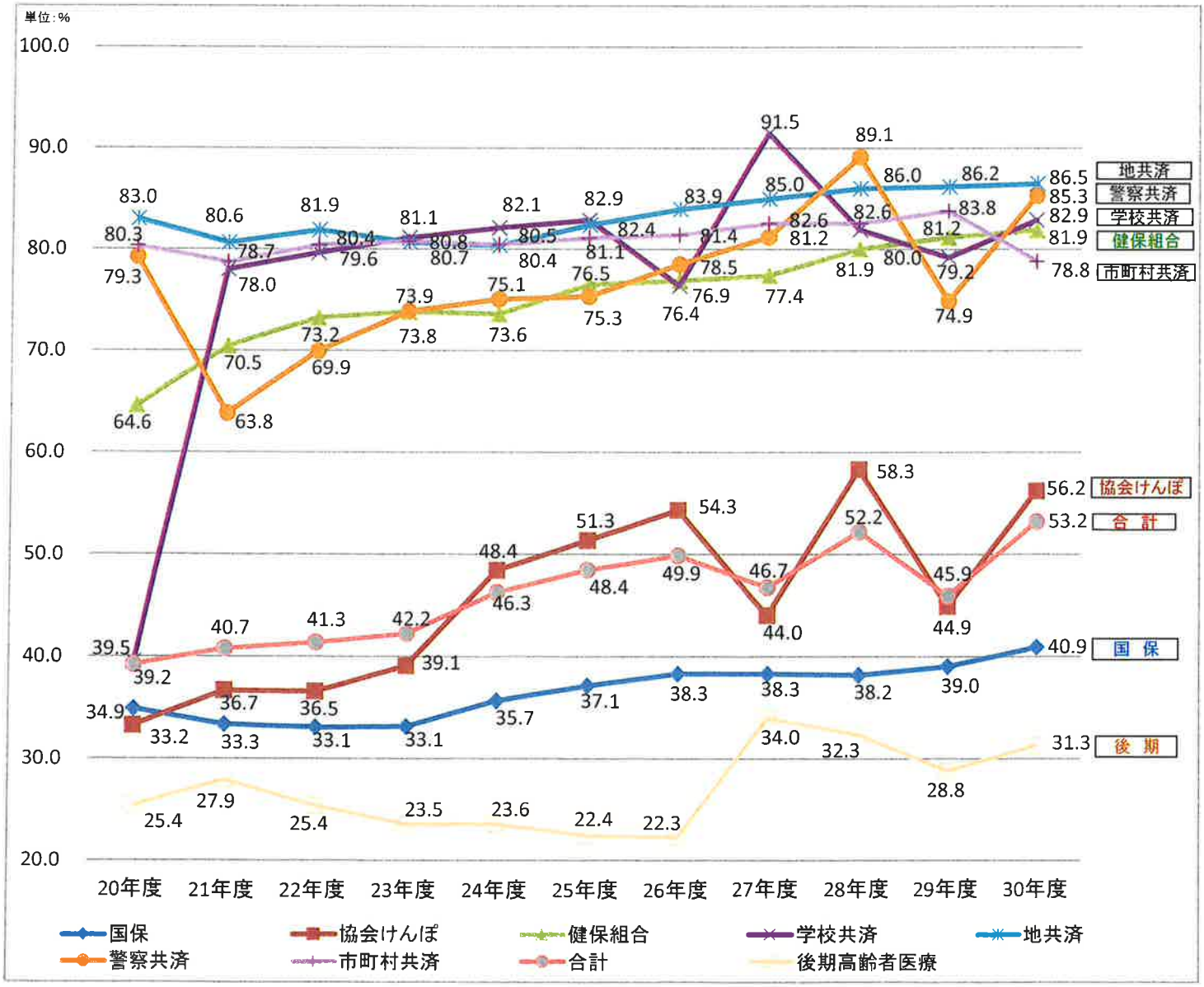

2. 年度別　医療保険者別 「特定保健指導実施率」

単位：%

医療保険者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国保	**13.6**	**18.6**	**19.9**	**18.0**	**25.4**	**25.0**	**28.5**	**30.4**	**32.0**	**34.2**	**37.6**
協会けんぽ	－	3.7	7.1	7.2	9.2	13.6	17.8	22.0	27.0	22.5	24.0
健保組合	12.6	25.9	22.0	13.2	33.0	28.2	29.2	29.2	29.8	30.0	36.4
学校共済	0.0	2.9	6.2	5.4	6.4	4.3	2.9	25.7	31.0	15.3	39.6
地共済	37.7	41.0	56.5	67.6	49.7	45.7	46.6	46.2	43.1	45.0	46.4
警察共済	0.0	3.8	0.0	6.8	80.7	41.3	44.2	36.7	65.9	3.0	58.2
市町村共済	21.2	30.1	24.3	20.9	35.9	39.9	36.4	34.1	33.4	32.1	40.6
合計	**13.5**	**15.7**	**16.2**	**13.3**	**20.8**	**20.9**	**23.6**	**27.4**	**30.2**	**27.8**	**31.8**

注1：「国保」は、国保組合を含む。
注2：平成20年度は協会けんぽ支部のデータなし。
注3：平成29年度の警察共済の低値は、法定報告のタイミングによるとのこと。

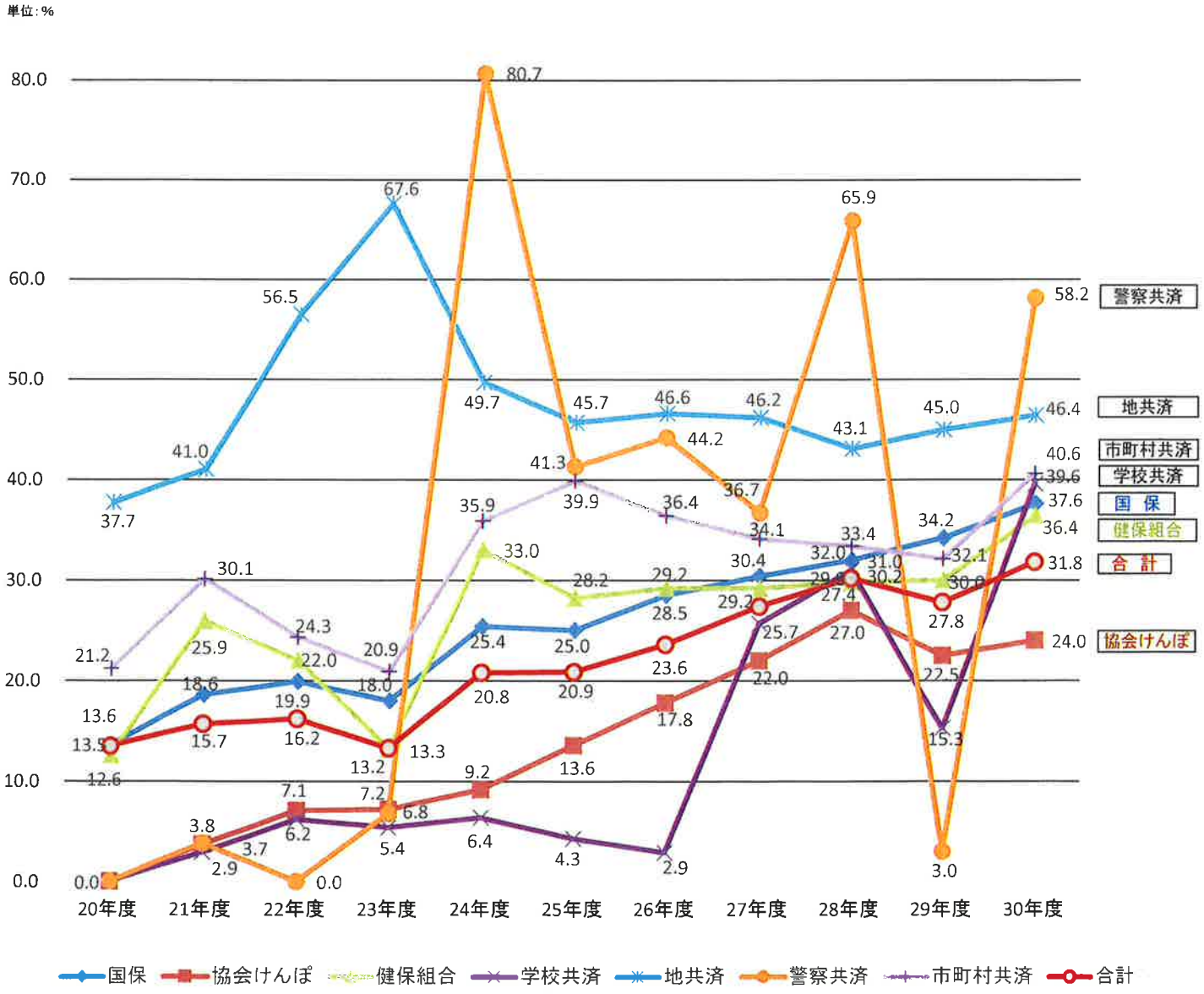

治療中患者情報提供の請求状況

○国保連合会受付分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	R２年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	参考 元年度 9月まで	参考 元年度健診未受診かつ治療中患者情報提供可能な者
大津市	8	14	6	14	10	17	19	44	0	1	0	0	7	5	13	13	4,141
彦根市	158	105	90	174	273	221	363	365	0	0	0	20	28	60	108	124	838
長浜市	205	353	314	357	387	379	417	400	6	0	0	0	16	65	87	174	2,168
近江八幡市	141	69	43	18	6	16	34	35	0	0	1	5	6	6	18	17	1,207
東近江市	10	22	15	12	24	12	14	13	0	0	1	1	2	1	5	4	2,108
草津市	17	21	27	27	30	32	26	32	0	0	0	3	1	4	8	11	1,507
守山市	9	13	8	8	7	10	10	32	1	0	0	2	2	0	5	4	913
野洲市	6	2	3	0	4	4	5	3	0	0	0	1	0	0	1	3	479
湖南市	80	4	3	3	16	13	28	26	0	0	0	1	3	6	10	13	578
甲賀市	83	82	149	123	105	102	120	132	1	0	1	15	28	15	60	68	1,484
高島市	17	80	134	268	316	381	367	436	3	1	5	68	42	54	173	233	1,002
米原市	121	159	177	162	114	81	78	96	0	0	0	0	0	13	13	66	436
栗東市	7	5	9	12	5	1	7	12	0	0	0	4	1	0	5	4	645
日野町	198	121	115	131	118	126	142	119	0	0	0	42	56	21	119	101	270
竜王町	63	60	38	28	26	27	5	0	0	0	0	1	0	2	3	0	230
愛荘町	35	35	16	58	61	57	66	54	0	0	0	4	18	15	37	33	241
豊郷町	2	2	11	8	5	3	4	5	0	0	0	1	1	0	2	2	102
甲良町	2	1	1	4	0	0	1	8	0	0	0	0	0	1	1	6	122
多賀町	27	14	11	23	17	12	16	15	0	0	0	2	4	3	9	8	78
合計	1,189	1,162	1,170	1,430	1,524	1,494	1,722	1,827	11	2	8	170	215	271	677	884	18,549

R2年3月時点

○市町への直接報告分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	R元年度 9月まで
東近江市	485	491	473	459	481	230	314	382	32	2	15	47	55	41	192	197
日野町	0	81	95	102	105	106	90	65	0	0	11	14	4	8	37	64
合計	485	572	568	561	586	336	404	447	32	2	26	61	59	49	229	261

総合計	1,674	1,734	1,738	1,991	2,110	1,830	2,126	2,274	43	4	34	231	274	320	906	1,145

※滋賀県医師会では滋賀短期大学と連携をして
日本医師会認定医療秘書の養成を行っております

SHIGA TAN
Shiga Junior College

滋賀短期大学
ビジネスコミュニケーション学科
医療事務コースは
日本医師会に認定された
近畿唯一の資格養成校です。

医療事務のスペシャリスト

数ある医療秘書資格の中でも高度な知識と技能を習得できる教育を行っています。

病院・クリニックで活躍したいあなたへ

日本医師会認定
医療秘書資格

どんなお仕事？
チーム医療を円滑に行うために生まれた事務系の専門職です。

主な業務
◆診療報酬請求事務　◆受付　◆診療情報管理
◆病棟クラーク　◆診療部門での医師のサポート　など

医師のパートナーとしての医療秘書の需要は
年々高まっています!

近畿では本学のみ！
本校で学ぶと以下の受験資格を得られます。

日本医師会医療秘書認定試験
全医秘協医療保険請求事務実技試験

その他にも、秘書・簿記など各種検定や
メディカルマナーが取得できます。

●お問い合わせ・学校見学はいつでも受け付けています。
［お問い合わせ先］入試広報センター　〒520-0803 大津市竜が丘24-4
TEL:077-524-3848　FAX:077-523-5124　E-mail:tnyusi@sumire.ac.jp

滋賀短期大学

事　務　連　絡

令和３年(2021年)１月７日

一般社団法人　滋賀県医師会

会　長　　越智　眞一　様

滋賀県学校保健会

会長　野村　康之

［ 公 印 省 略 ］

「園・学校へのお願い」の発出について（お知らせ）

厳寒の候　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、学校保健活動の推進に御理解、御協力いただき、深くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関わり「園・学校へのお願い」として、別添のとおり市町教育委員会保健主管課長および国立・県立・私立学校（園）長あて周知依頼をしましたので、お知らせします。

今後とも滋賀県学校保健会の活動に際しまして、御理解、御協力をお願いします。

滋賀県学校保健会事務局　担当　富永

（滋賀県教育委員会事務局保健体育課内）

TEL：077-528-4627 FAX：077-528-4955

E-MAIL:tominaga-hirotaka@pref.shiga.lg.jp

写

滋　学　保　第　53　号
令和２年(2020年)12月18日

市町教育委員会学校保健主管課長　様
県立・国立・私立学校（園）長　様

滋賀県学校保健会会長　野村　康之

園・学校へのお願いについて

新型コロナウイルス感染症対策については、各校において児童生徒等への保健管理、保健教育を行っていただいているところです。

冬季を迎え、風邪やインフルエンザ等の感染症の流行が懸念されております。新型コロナウイルス感染症についても全国的に感染が拡大していることから、発熱等の症状がある児童生徒に対しては、かかりつけ医等医療機関に連絡し、その指示に従うように指導をお願いします。

さて、滋賀県医師会は各会員医療機関に対し、別添「学校保健　園医・学校医をされている先生方へ」の内容を12月20日発刊予定の滋賀県医師会報で周知される予定です。冬休みに入りますが、地域の医療体制を確保する観点から、学校・園から新型コロナウイルス感染症を疑い「検査をしてもらってください」といった指導、依頼をしないようにお願いします。

なお、市町教育委員会におかれましては、貴管内学校・園への周知をお願いします。

滋賀県学校保健会事務局　担当　富永
（滋賀県教育委員会事務局保健体育課内）
TEL：077-528-4627 FAX：077-528-4955
E-MAIL:tominaga-hirotaka@pref.shiga.lg.jp

写

学校保健

園医・学校医をされている先生方へ

滋賀県医師会学校保健委員会

平素は園医･学校医の事業にご協力いただいていることに、深く感謝申し上げます。さて、今年になって３つ目の流行の波が来ているCOVID-19ですが、12月９日時点での感染状況のデータをみても若年者では重症者は少なく、特に小児においてはほとんどが軽症であることがわかります。

	<10歳	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	＞80歳	不明	Total
陽性者数	3,637	8,992	39,125	25,526	22,901	20,614	13,121	10,905	10,131	10,233	165,185
（下段は%）	2.2	5.4	23.7	15.5	13.9	12.5	7.9	6.6	6.1	6.2	100.0
回復済	3,310	8,192	36,582	23,740	20,869	18,474	11,247	8,581	7,049	9,762	147,806
要治療	326	800	2,540	1,777	1,999	2,048	1,622	1,683	1,758	460	15,013
重症者数	1	0	1	3	10	25	58	85	49	3	235
死者数	0	0	2	6	23	67	194	556	1,275	8	2,131
致死率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	1.5	5.1	12.6	0.1	1.3

（東洋経済オンラインのコロナ特設サイトの12/9時点のデータから作表）

11月11日には日本小児科学会から「小児のコロナウイルス感染症（COVID-19）に関する医学的知見の現状（第２報）が出ております。詳しくは以下のサイトをご覧ください。

http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=342

小児例についてのこれまでの情報では、

①子どものCOVID-19は多くが家族内感染であり、子どもが発端者になることはほとんど無い
②症状は軽いか無症状のことが多く、死亡者はいない
③学校や園で感染者が出てもほとんど拡がらない

などの特徴があります。現時点でのCOVID-19は子どもにとっては重症化しにくい病気であり、たまたま感染者が出たところで慌てる必要はないと思われます。県内の学校でも、濃厚接触者として検査をしても子どもたちはほとんど陰性のようですし、教職員も陽性者は少数です。しかし、感染者の中で小児の割合は少ないものの、感染の拡大に伴って徐々に増えつつあることは確かです（児童生徒の感染状況や学校における感染予防対策については、文科省のHPに掲載されている『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5)』を参照ください)。

掲載されているサイトは以下のとおりです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

３月から春休みを挟んでの３カ月間の全国学校休校、そして学校再開後も一部の学校では児童生徒のフェイスシールドの着用や給食時の囲いなど、過剰なまでの感染予防対策が行われました。その結果、学校へ行きづらくなったお子さんが増え、家庭にいる時間が増えたことによる生活の乱れや虐待の増加など、さまざまな弊害が生じています。罹ってはいけない、感染者を出してはいけないということに重きを置き過ぎると教職員も子どもたちも疲弊しますし、感染者や感染者が出た施設などに対する非難や誹謗中傷をもたらします。大人目線でゼロリスクを求めず、もしも感染者が出た時に迅速かつ適切な対応をすることが重要です。

これから発熱するお子さんは増えてくると思われますが、その際にCOVID-19であるかどうか迷われることが少なくないと思います。しかし、インフルエンザを始めとして多くの感染症が子どもから大人へ感染を拡げるのに対し、COVID-19の場合は子どもが発端者になることはほとんどなく、家族内にCOVID-19を疑わせる症状がある人がいないかどうかが最大の判断材料になります。COVID-19が蔓延していない状況においてクラスで発熱患者が増え始めた場合、それに先行して家族内の大人や教職員に症状がなく、子どもだけが高熱を出している場合はインフルエンザなど、COVID-19以外の感染症が強く疑われます。

現在はインフルエンザなどの鼻咽頭検査を行う場合、COVID-19に感染している可能性が低い小児の場合であっても、マスク、アイシールド、手袋およびガウンが必要ということになっているので、検査は医療機関にとって負担になります。したがって、県医師会からも学校保健会等を通じて園や学校に対して、「検査をしてもらってください」ということは言わないでいただきたいということをお願いしますが、園医・校医をされている先生方におかれましても、園や学校の方へご指導いただければ幸いです。何かお困りのことなどありましたら県医師会の中で共有したいと思いますので、いつでも事務局までご連絡ください。

（文責：野村　康之）

滋運免丙発第Z0020号
令和３年(2021年)１月14日

滋賀県医師会長　様

滋賀県警察本部交通部
運転免許課長

滋賀県公安委員会指定診断書様式改正の事前のお知らせ（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察活動、とりわけ危険運転者の排除及び交通事故防止に係る交通安全活動につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）等を踏まえ、政府を挙げて国民や事業者等に対する押印又は署名（以下「押印等」という）を必要とする規制の見直しを行うこととされております。このことから、今後、滋賀県公安委員会指定診断書様式（以下「診断書」という）についても、押印等を廃止するなどの改正を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在、様式改正に向けた作業を行っているところであり、後日、改めて正式文書を発出させていただく予定をしております。

記

１　様式の改正日（予定日）
　　令和３年３月１日
２　改正後の取扱いについて
　　別添１のとおり
３　新様式の診断書
　　別添２のとおり

担当
滋賀県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援係　笹尾
電話　077-585-1255(内線226)

１　旧様式と新様式の差違

旧様式に記載されていた担当医師氏名欄の「印」を削除し、新様式では押印を必要としないこととしました。その他の記載欄（患者氏名、医学的判断、現時点での病状についての意見欄など）に変更はありません。

２　「記名」に関する様式改正後の取扱いについて

これまで診断書の作成においては作成者の署名や押印を求めておりましたが、今後は「記名」で足りることとなります。

「記名」には、署名（作成者本人による自書）だけでなく、代筆、パソコン又はゴム印による印字等も含まれるため、様式改正後には、自書だけでなく、これらの方法で作成者の氏名等を記載したものも形式的要件を満たしたものとして取り扱うことになります。

３　旧様式の取扱いについて

これまで多数の方に旧様式の診断書用紙をお渡ししていることから、患者様から旧様式により診断書作成を依頼された場合などにおいて旧様式を用いることに問題はありません。また当分の間（概ね６月程度）は旧様式が混在することから、今後の旧様式の取り扱いについては次のとおりとなります。

(1)　旧様式を用いて押印した場合　→　有効な診断書として取扱う。

(2)　旧様式を用いて押印していない場合　→　有効な診断書として取扱う。

(3)　旧様式及び新様式のいずれの診断書を用いた場合も作成者（医師）の「記名」で足りることから、改正日以降に作成された診断書の押印は求めないことになります。

別紙２

《精神障害》　①

診　断　書　（滋賀県公安委員会提出用）

1　氏名　　男　・　女

生年月日　　S．H　　年　　月　　日（　　歳）

住所

2　医学的判断（診断日　　年　　月　　日現在）

病名　　（F　　）

総合所見（現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など）

3　現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

ア　自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力（以下「安全な運転に必要な能力」という）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。

イ　自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。

ウ　上記「イ」に該当するが、過去６か月以内に特殊な事情があったためであり、今後６か月（　　か月）以内にアの判断ができる見込がある。

※　イ、ウに該当する場合、次の問いに答えてください。

○　自動車等の安全な運転に影響を及ぼすと考えられる症状
（具体的詳細に記入してください）

○　上記の症状が自動車等の安全な運転に、どの様な影響を及ぼすと考えられるか
（具体的詳細に記入してください）

4　**その他特記すべき事項**

（上記３欄で「ア」に該当する場合は、下記「ア」または「イ」のいずれかに○をし、下記「イ」に該当する場合は（　）に月・年数を記入してください。）

ア　安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状が再発するおそれはないと認められる。

イ　症状が再発するおそれがないとまでは認められないが（　）か月又は（　）年程度であれば、症状が再発するおそれはないと認められる。

（「２」「４」の記載法、「３」の評価法については、日本精神神経学会関係学会のガイドラインを参照のこと）

専門医・主治医として以上のとおり診断します。　　作成日　　年　　月　　日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

記名をお願いします　　押印は不要です

担当医師氏名　　~~印~~

令和２年度子ども予防接種週間実施要綱

１．目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

２．主催

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本小児科医会、厚生労働省（予定）

３．後援

文部科学省（予定）、「健やか親子２１」推進協議会（予定）

４．実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期であることから、原則として令和３年３月１日（月）から３月７日（日）までの７日間とする。

５．実施内容

ワクチンで防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）から子どもたちを救うため、種々の予防接種に関し、地域の実情に合った広報・啓発の取り組みについて各都道府県医師会等で企画・実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、くれぐれも定期予防接種の未接種者を生じさせない啓発の取り組みが重要である。

企画例

・ワクチンや接種スケジュール等の予防接種に関する保護者からの相談対応
・通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日・日曜日や夜間等に予防接種を受けられる体制の構築
・安心して予防接種が受けられるための院内感染対策の推進（日本医師会「みんなで安心マーク」の掲示など）
・マスメディアを通じた広報活動
・予防接種についての接種医療機関や一般市民に対する情報提供
・子どものみならず、保護者や同居するご家族に対する感染症や予防接種に関する啓発活動　等

６．実施協力機関

都道府県医師会、郡市区医師会、予防接種協力医療機関、各地域の予防接種センター等

７．広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、公益社団法人日本医師会のホームページ（http://www.med.or.jp/vaccine/）等を活用して積極的にＰＲする。

3.1.15

滋　が　協　第　１６　号
令和３年(2021年)１月14日

関　係　各　位

滋賀県がん診療連携協議会
会　長　一　山　智
(　公　印　省　略　)

「第12回滋賀県がん医療フォーラム(Web開催)」に係るちらし等の送付について

平素は、本県のがん診療連携の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会では、がんに関する正確で有用な情報を幅広く提供することを目的としたフォーラムを、下記のとおりWeb開催いたします。

つきましては、ちらし等を同封いたしましたので、関係者への周知、施設内の掲示等に御活用いただくとともに、本フォーラムを是非ご視聴ください。

記

1　行事名　第12回滋賀県がん医療フォーラム

2　【講演資料の配信期間】
令和３年２月１日(月)～２月28日(日)
【質問受付期間】
令和３年２月１日(月)～２月12日(金)12:00(正午)まで
【皆様からの質問に講師がお答えします】
令和３年２月13日(土) 14:00～

4　対象者　医療関係者、がん医療に関心のある方など

5　主　催　滋賀県がん診療連携協議会

滋賀県がん診療連携協議会事務局
滋賀県立総合病院　財務企画室
TEL:077-582-8051／FAX:077-582-5931
Eメールアドレス：nb01250@pref.shiga.lg.jp

第12回 滋賀県がん医療フォーラム

YouTube配信　無料・登録不要

【講演資料の配信期間】

令和3年 2月1日(月)～2月28日(日)

※講演資料の配布はありません

【質問受付期間】

令和3年 2月1日(月)～2月12日(金)12:00(正午)まで

●質問等を下記アドレスにお送りください

質問受付専用アドレス　forum12@mdc.med.shiga-pref.jp

＊感想・ご意見や今後希望するテーマ等ありましたら合わせてお送りください

＊質問受付期間を過ぎたものは受付できませんのでご注意ください

質問受付専用アドレス

●皆様からの質問に講師がお答えします

令和3年 2月13日(土) 14:00～　※頂いた全ての質問にお答えできるわけではありません

講演「がん治療と新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」

■コロナ禍における手術療法

滋賀県立総合病院　副院長　外科科長　山本　秀和

■コロナ禍における放射線治療

市立長浜病院　副院長　放射線科部長　がん対策推進室管理監　伏木　雅人

■コロナ禍におけるがん薬物療法の考え方

滋賀医科大学医学部附属病院　腫瘍センター　講師　副センター長　村田　聡

■コロナ禍における不安やストレスとの付き合い方

彦根市立病院　緩和ケア認定看護師　秋宗　美紀

特別講演「患者・患者家族と医療従事者のコミュニケーション」

■大規模自然災害時のがん医療 ー患者さん・ご家族の不安とどう向き合うかー

福島県立医科大学　医学部　腫瘍内科学講座　主任教授　佐治　重衡

■がん医療におけるコミュニケーションと意思決定支援 ーがん患者の立場からー

グループ・ネクサス・ジャパン　理事長／全国がん患者団体連合会　理事長　天野　慎介

【主　催】滋賀県がん診療連携協議会　事務局　滋賀県立総合病院　財務企画室（電話077-582-5031）

詳しくは、がん情報サイトをご覧ください

滋賀県がん診療連携協議会 検索　がん情報しが 検索　滋賀がん患者力.com 検索

第105号
3.1.22
滋賀県医師会

公財滋健第169号
令和3年1月20日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会長
滋賀県放射線技師会長
様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長　中井　清
（公印省略）

令和2年度　消化器（胃）がん検診従事者講習会(Zoom)の開催について（通知）

厳寒の候　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、胃がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添　『令和2年度消化器（胃）がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において胃がん検診に従事されている医師・診療放射線技師・保健師　等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いします。

参加の申込みは、別添の申込書により　2月26（金）中※必着に FAX 等で当財団まで報告くださいますようお願いします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いします。

〒520-0834
大津市御殿浜6番28号
公益財団法人滋賀県健康づくり財団
担当　山本昌弘
TEL　077-536-5210　FAX　077-536-5211
E-mail myamamoto@kenkou-shiga.or.jp

令和２年度　消化器（胃）がん検診従事者講習会(Zoom)開催要領

１　目的

消化器がん検診事業のうち、胃がん検診を円滑に推進するため、内視鏡検診において発見された胃がん症例、Ｘ線検診において発見された胃がん症例の検討を実施することにより、検診従事者の資質向上を図ることを目的とする

２　主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団　滋賀県　滋賀県がん検診検討会胃がん部会

３　対象者

胃がん検診に従事する（または従事する予定の）医師　診療放射線技師　保健師　等

４　開催日時および開催場所

令和３年３月６日（土）１３：３０～１６：００（受付開始１３：００～）

Zoom 講習会（本部：公益財団法人滋賀県健康づくり財団）

（〒520-0834 大津市御殿浜６－２８）

ＴＥＬ０７７（５３６）５２１０　ＦＡＸ　０７７(５３６)５２１１

※Zoom 講習会に付、通信環境600kbps(上り/下り), カメラ付きPC(マイク、スピーカー)が必須です。

お申し込みの際は講習会(Zoom)参加ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽをお忘れなく。

５　プログラム内容

13：30～13：35　開会の辞

13：35～14：35　症例検討①「対策型内視鏡検診で発見された胃がん症例検討」

講師　　市立大津市民病院　院長　　若林　直樹　先生

14：35～14：40　質疑応答

14：40～14：50　休憩

14：50～15：50　症例検討②「胃Ｘ線検診において発見された胃がん症例検討」

講師　　医療法人社団仁生会　甲南病院　顧問　坂本　力　先生

15：50～15：55　質疑応答

15：55～16：00　閉会の辞

６　申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX にて事前申し込み

参加費無料

７　修了証書

参加者には、修了証書を発行します

８　その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会認定（2 単位）CC：15　予定

日本消化器がん検診学会　胃がん検診専門技師更新単位（2 単位）

令和2年度　消化器(胃)がん検診従事者講習会(Zoom)　参加申込書

日時:令和 3年3月6日(土)　　講習会13:30～16:00　受付開始 13:00
Zoom講習会(本部:公益財団法人滋賀県健康づくり財団)

Zoom講習会に付、通信環境600kbps(上り/下り)、カメラ付きPC(マイク、スピーカー)が必須です。　お申し込みの際は講習会(Zoom)参加メールアドレスをお忘れなく。
※事務処理の都合上、お申込は2月26日(金)中(必着)にお願いします。
※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX　077(536)5211

フリガナ:
氏　　名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒　　　　　　):
所属先電話番号:
講習会(Zoom)参加　Email:

フリガナ:
氏　　名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒　　　　　　):
所属先電話番号:
講習会(Zoom)参加　Email:

フリガナ:
氏　　名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒　　　　　　):
所属先電話番号:
講習会(Zoom)参加　Email:

申込み・問い合わせ先
公益財団法人　滋賀県健康づくり財団　担当　福井健
〒520-0834　大津市御殿浜6番28号
TEL　077-536-5210(代)　　　FAX　077-536-5211

※個人情報は財団が定める「個人情報の取り扱いについて」[illegible]に従って適切に保管し、この研修会以外の目的では使用致しません。

第110号
3.1.22

2021（令和3）年　1月吉日
滋賀県小児在宅医療体制整備事業
代表　口分田　政夫

令和2年度
滋賀県小児・重症心身障害児（者）在宅支援研究会シンポジウム
「小児・重症心身障害児（者）のコロナウイルス感染災害時の支援と連携」
のご案内について

平成27年度より滋賀県からの委託を受け、小児・重症心身障害児（者）在宅医療委員会を発足させ、在宅医療の推進を目指して研修会、仕組みづくりを行い6年目となります。

その一環として、県民参加型の「滋賀県小児・重症心身障害児（者）在宅支援研究会シンポジウム」を開催することとなりましたのでご案内いたします。
今回はコロナウイルス感染対策といたしまして、オンライン開催となります。
各地よりのご参加をお願い致します。
なお、開催にかかるご案内紙面記載の「後援」につきまして、滋賀県医師会・滋賀県病院協会・滋賀県看護協会様に対しまして、発送時時点ではご後援にかかる申請中にあります。予めご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

社会福祉法人びわこ学園
びわこ学園医療福祉センター草津

滋賀県小児在宅医療体制整備事業
事務局担当　：　武居・大橋
E-mail：kensyu_kusatsu@biwakogakuen.or.jp
草津市笠山8丁目3-113
TEL：077-566-0701　　FAX：077-566-0308

第５回

オンライン開催

滋賀県小児・重症心身障害児（者）在宅支援研究会　シンポジウム

テーマ：小児・重症心身障害児（者）の コロナウイルス感染災害時の支援と連携

日時　2021 年 2 月 27 日（土）
13 時 30 分～16 時 45 分
オンライン配信

※参加費無料
※FAX または QR コードからお申し込みください

【座長】口分田　政夫（びわこ学園医療福祉センター草津施設長）

【シンポジスト】

・兵庫県の取り組み（河﨑洋子氏　にこにこハウス医療福祉センター施設長）
・学齢児を持つ家族からの報告（齊藤　綾氏）
・在宅の医療的ケア児へ薬を届ける薬剤師からの報告（山岡玄馬氏　はなちゃん薬局）

ほか、シンポジスト調整中

後援（予定）：滋賀県医師会・滋賀県病院協会・滋賀県看護協会

お申込み・お問い合わせ
滋賀県小児在宅医療体制整備事業運営委員会（びわこ学園医療福祉センター草津　担当：武居・大橋）
TEL：０７７－５６６－０７０１
メール：kensyu_kusatsu@biwakogakuen.or.jp

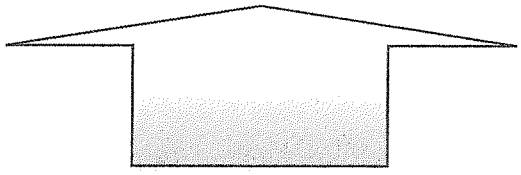

FAX　　０７７－５６６－０３０８

びわこ学園医療福祉センター草津

滋賀県　小児在宅医療体制整備事業　事務局　宛

第５回滋賀県小児在宅医療体制整備事業シンポジウム　参加申込書

申込締切：令和３年２月１９日（金）

所属	
職種	
お名前（ふりがな）	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

お一人様１枚ずつお申し込みください

QR コードからもお申込みできます。

※参加費は無料です。

参加申し込み後、2 月 25 日（木）までに
Zoom 招待 URL をメールアドレスに送信させていただきます。

※お問い合わせは
社会福祉法人びわこ学園　びわこ学園医療福祉センター草津　　担当：武居、大橋まで
TEL 077-566-0701
fax 077-566-0308
E-mail kensyu_kusatsu@biwakogakuen.or.jp

受付 3.1.15

草人権協発第１号
草セ発第７号
草教委教児発第２１号
令和３年１月１３日

一般社団法人　草津栗東医師会　　様

草津市人権擁護推進協議会
会　長　　井　上　　薫

草津市長　　橋　川　　渉

草津市教育委員会
教育長　　川　那　邊　　正

第４４回「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」の中止について（お知らせ）

新春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市行政ならびに同和問題の早期解決、人権意識の普及・高揚のため、に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本市では基本的人権の永久尊重と恒久平和の実現を誓い、昭和６３年に「ゆたかな草津　人権と平和を守る都市」宣言を行い、平成８年には「草津市人権擁護に関する条例」を制定し、人権や平和に関するさまざまな取り組みを積極的に推進しています。

「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」は、これらを具現化するための取り組みの一つであり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、市民の皆様とともに人権についての正しい理解と認識を深め、考える機会として毎年開催しています。

貴団体におかれましては、当市民のつどいの趣旨に御賛同をいただき、協賛団体として御協力と、そして多くの会員様に御参加いただいていることに対し、改めて心からお礼申し上げます。

今年度におきましても、令和３（２０２１）年２月１１日を予定し開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に立ち、御参加いただく皆様の健康と安全を最優先に考慮しました結果、誠に残念ではございますが、今年度の「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」は中止することと決定いたしました。

今後も引き続き、皆様とともにあらゆる差別もゆるさない、誰もがいきいきと暮らせる明るい社会づくりをめざし推進してまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当部署	総合政策部　人権センター　啓発・教育係 担当　林・長江
電話等	TEL077-563-1177　fax077-563-7070 Ｅメール jinkence@city.kusatsu.lg.jp

草セ発第１３号
令和３年１月１５日

各　位

草津市立人権センター
所長　伊東　雄一

シトラスリボンプロジェクトへの賛同について（依頼）

新春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市行政ならびに同和問題の早期解決、人権意識の普及・高揚に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、このたび、本市におきましては、シトラスリボンプロジェクトに賛同することといたしました。

つきましては、あなた様には、お知りおきいただくとともに、より多くの皆様方に広く周知いただくために、シトラスリボンまたは、シトラスリボンプロジェクトロゴマークをあしらったものを身につける等御協力をお願いいたします。

＜シトラスリボンプロジェクト（運動）とは＞

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、感染者やその家族、医療従事者等に対する「うわさ話」や「心ない言動」「不当な扱い」など、差別や誹謗中傷が全国的に問題となっています。

いかなる場合であっても不当な差別、偏見、いじめなどがあってはいけません。

このような中、コロナ禍で生まれた偏見や差別を無くし、誰もが地域の中で笑顔のある暮らしを取り戻せる社会にしようと、愛媛県の有志グループによって始められたのがシトラスリボンプロジェクトです。

このプロジェクトは、「地域」と「家庭」、「職場や学校」を３つの輪で表現した（愛媛県の柑橘にちなんだ）シトラス色等のリボンを身に着けたり飾ったりすることで、「ただいま」「おかえり」と温かく迎え入れられる輪を広げていこうとするものです。

草津市も、このシトラスリボンプロジェクトに賛同し、誰もが暮らしやすい人権が尊重された差別のない明るいまちづくりを推進いたします。

シトラスリボンの作成にあたっては、下記のシトラスリボンプロジェクト公式ホームページをご覧ください。

・公式プロジェクトホームページ：https://citrus-ribbon.com/

・リボン作成動画：https://www.youtube.com/watch?v=nE9AlwWJZ2Q&feature=youtu.be

所属	総合政策部　人権センター
担当者	林　大介　・　長江　優人
電話	０７７－５６３－１１７７
ＦＡＸ	０７７－５６３－７０７０

思いやりの輪を広げよう！

シトラスリボンプロジェクト

草津市はシトラスリボンプロジェクトに賛同しています

ただいま！

Citrus Ribbon
PROJECT

おかえり！

シトラスリボンプロジェクトは、愛媛県の有志グループ「ちょびっと１９+」から始まった取り組みです。

シトラスリボンの３つの輪は、「地域」「家庭」「職場・学校」をあらわしています。

シトラスリボンをあしらったものを身に着けたり、掲示したりすることで、新型コロナウイルスに感染した方やご家族、医療従事者の方たちが、安心して「ただいま」「おかえり」と受け入れられる、あたたかい社会の実現を目指しましょう。

シトラスリボンプロジェクト公式HP
https://citrus-ribbon.com/

シトラスリボン作り方動画
https://www.youtube.com/watch?v=nE9AlwWJZ2Q&feature=youtu.be

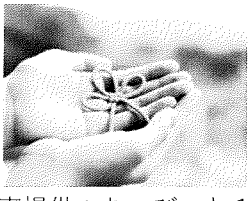

写真提供：ちょびっと１９+

草津市

滋　医　政　第　３５号
令和3年（2021年）1月7日

一般社団法人　滋賀県医師会長　様
各地域医師会長　様
一般社団法人　滋賀県病院協会長　様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
（　公印省略　）

肝疾患専門医療機関の指定に係る申請手続きについて(通知)

平素は、本県の肝疾患対策の推進について、御協力いただきありがとうございます。

さて、本県では、平成19年４月19日付け健発第0419001号厚生労働省健康局長通知「肝疾患診療体制の整備について」に基づき、指定に係る申請手続きを別紙のとおり定め、肝疾患専門医療機関の指定を行っているところです。

また、当該指定については、申請書の受付後、滋賀県肝炎対策協議会において選定しますので、今年度中の指定を希望される場合は、令和３年２月19日（金）までに申請していただくよう、貴会会員あて周知をお願いします。

なお、今後も随時申請を受付けますが、指定については、次年度以降の肝炎対策協議会での選定後になります。

〒520-8577　大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部
医療政策課感染症対策室
感染情報企画係　舟山
T E L：077-528-3632
F A X：077-528-4866
E-mail：eh0003@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県肝疾患専門医療機関の指定等の手続きについて

滋賀県肝疾患専門医療機関の指定、指定申請内容の変更、指定の辞退については、以下の申請または届出を行ってください。

１．指定申請

① 肝疾患専門医療機関の指定を希望する医療機関は、下記の指定条件を満たしていることを確認のうえ、滋賀県肝疾患専門医療機関指定申請書を医療政策課感染症対策室に提出してください。

② 申請は随時受付けますが、指定は、指定申請書の受付後、県が設置する肝炎対策協議会において選定します。

③ 選定された医療機関には、指定書を交付します。

肝疾患専門医療機関の指定条件

肝疾患専門医療の指定には、下記のすべての条件を満たすことが必要です。

(1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。

(2) インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施できること。

(3) 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

２．変更届

① 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに肝疾患専門医療機関変更届を医療政策課感染症対策室に提出してください。

３．辞退届

① 肝疾患専門医療機関としての指定条件を喪失した場合は、速やかに肝疾患専門医療機関辞退届を医療政策課感染症対策室に提出してください。

年　　月　　日

滋賀県肝疾患専門医療機関指定申請書

滋賀県知事　　様

開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

開設者の氏名（法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名）

印

「肝疾患診療体制の整備について」（平成 19 年４月 19 日付け健発第 0419001 号　厚生労働省健康局長通知）に基づく肝疾患専門医療機関として次のとおり条件を満たしていますので、指定申請します。

医療機関名	
所在地	
条件	該当する番号に○を付けてください。 １．専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われている。 ２．インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施できる。 ３．肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できる。

専門医等名簿（氏名等を記入し、該当項目に○をしてください。）

氏　名	診療科名	日本肝臓学会・日本消化器病学会の別	専門医・指導医（取得年度）	常勤・非常勤の別
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 （　　年度）・（　　年度）	常勤・非常勤
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 （　年度）・（　年度）	常勤・非常勤
		肝臓・消化器病	専門医・指導医 （　年度）・（　年度）	常勤・非常勤

年　　月　　日

肝疾患専門医療機関変更届

滋賀県知事　様

医療機関名称
開設者氏名　　印
所在地

肝疾患専門医療機関の申請内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

記

１　変更事項
（変更前）　　（変更後）

２　変更年月日
年　　月　　日

３　変更の生じた理由

年　　月　　日

肝疾患専門医療機関辞退届

滋賀県知事　様

開設者氏名　　印
所在地

肝疾患専門医療機関の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

１　肝疾患専門医療機関名

２　肝疾患専門医療機関の所在地

３　辞退年月日
　　年　　月　　日

４　辞退する理由

講 演 会 ・ 研 修 会 等 の ご 案 内

第18回理事会連絡事項

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
	2月4日(木) 14:30～16:00	第87回学校保健学校医研修会	クサツエストピアホテル 2F「瑞光」 草津市西大路町4-32	演題「運動器検診と子どもの運動」 滋賀県医師会　理事　麻生　伸一	滋賀県医師会	学校保健担当 会報・FAXにて案内	日医生涯教育制度: CC:11-1.5単位
★	2月4日(木) 15:00～16:00	令和2年度死体検案研修会 (草津栗東医師会)	草津市立サンサンホール 草津市大路2丁目11-51	テーマ「死亡時の正しい対応－看取りから大規模災害までー」 滋賀医科大学　社会医学講座　法医学部門　教授　一杉　正仁　先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内 ※コロナウイルス感染症対策のため草津市、栗東市圏域の医師のみ参加可	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
	2月13日(土) 14:30～17:30	スキルアップ研修会 (産業医研修)	グリーンホテルyes近江八幡 2F「白雲」 近江八幡市中村町21-6	テーマ1 「農業は安全衛生課題の見本市(動画視聴とグループディスカッション)」 滋賀医科大学　社会医学講座　衛生学部門　北原　照代　先生 テーマ2 「令和2年7月1日施行の特殊健康診断の見直しと化学物質への対応」 一般財団法人近畿健康管理センター　理事長　木村　隆　先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報・FAXにて案内 ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: CC:11-1.5単位 CC:6-1.5単位 日医認定産業医制度: 基礎実地1.5単位 基礎後期1.5単位 生涯実地1.5単位 生涯更新1.5単位
★	2月25日(木) 14:00～15:00	令和2年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡時の正しい対応－看取りから大規模災害までー」 滋賀医科大学　社会医学講座　法医学部門　教授　一杉　正仁　先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内 ※コロナウイルス感染症対策のため甲賀市、湖南市圏域の医師のみ参加可	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★	4月11日(日) 13:00～16:10	母体保護法指定医師研修会	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	① 母体保護法の趣旨と適正な運用について ～令和2年度母体保護法指導者講習会報告について～ 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会　委員長　髙橋　健太郎 ② 生命倫理について 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会　委員長　髙橋　健太郎 ③ 医療安全におけるノンテクニカル・スキルとコミュニケーションツール 帝京大学ちば総合医療センター 安全管理部長／産婦人科教授　梁　善光　先生	滋賀県医師会	母体保護担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度 CC:2-1単位 CC:6-1単位 CC:7-1単位

★　新規

・1 月以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

	年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
×	R3/ 1/16 (土)	【中止】令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (～ 7:00 PM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	
×	R3/ 1/17 (日)	【中止】令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (～11:45 AM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	
	R3/ 1/17 (日)	JMAT研修　基本編	9:00 AM (～ 5:30 PM)	日本医師会5F会議室(web併用)	日医	★
	R3/ 1/18 (月)	第21回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	5:00 PM (～ 6:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
	R3/ 1/19 (火)	第3回都道府県医師会長会議 (TV会議)	2:20 PM (～ 4:20 PM)	配信会場:日本医師会 参加会場:会長室	日医	★
	R3/ 1/19 (火)	母体保護法指定医師審査委員会	3:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
	R3/ 1/19 (火)	令和2年度在宅医療等推進協議会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀県大津合同庁舎7階 7D会議室	県	★
	R3/ 1/20 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
	R3/ 1/21 (木)	個別指導(診療所／一般) 02年度診療所8　1月①	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室3	国、県	
	R3/ 1/22 (金)	滋賀県運営適正化委員会 第4回苦情解決合議体	1:30 PM (～ 4:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階(別棟)用具センターミーティング	その他	★
×	R3/ 1/23 (土)	【中止】第52回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
	R3/ 1/25 (月)	中絶審査・指定医師証手渡し	3:30 PM (～ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
×	R3/ 1/26 (火)	【中止】個別指導(診療所／一般) 02年度診療所9　1月②	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室3	国、県	
	R3/ 1/26 (火)	第1回滋賀医学編集委員会	4:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	
	R3/ 1/28 (木)	第69回滋賀県薬事審議会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	県大津合同庁舎　7階　7A会議室	県	★
	R3/ 1/28 (木)	滋賀県アレルギー疾患対策推進会議	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁北新館5BまたはWEB	県	★
	R3/ 1/29 (金)	令和2年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)(予定)	(～)	大阪府堺市内	国	
	R3/ 1/29 (金)	日本医師会財務委員会	1:00 PM (～ 3:00 PM)	日本医師会とZOOMで接続	日医	★
	R3/ 1/29 (金)	恩賜財団滋賀県済生会支部理事会	2:00 PM (～)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	★
	R3/ 1/29 (金)	第70回近畿地方社会保険医療協議会総会	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	★
	R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会) (DVD・資料配布)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	草津市立サンサンホール3F	県医師会	
	R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会) (DVD・資料配布)	4:00 PM (～ 5:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
×	R3/ 1/30 (土)	【中止】近畿医師会連合医療政策懇談会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	WEB開催 ホテルグランヴィア京都	近医連	
×	R3/ 2/ 2 (火)	【中止】個別指導(診療所／一般) 02年度診療所10　2月①	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室4	国、県	
	R3/ 2/ 3 (水)	滋賀県交通対策協議会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	県庁新館7階大会議室	その他	★
	R3/ 2/ 3 (水)	令和2年度滋賀県要保護児童対策連絡協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県庁新館7階大会議室	県	★
	R3/ 2/ 4 (木)	令和2年度産業保健活動推進全国会議(第42回)	1:00 PM (～ 5:30 PM)	3階会議室(Web参加)	日医	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事
※ ×印は中止・延期になった行事

・2 月以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
R3/ 2/ 4 (木)	滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会(書面開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	書面開催	県	★
R3/ 2/ 4 (木)	第87回学校保健学校医研修会	3:00 PM (～ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル　中宴会場 瑞光の間	県医師会	
R3/ 2/ 4 (木)	令和2年度 死体検案研修会(草津栗東医師会) ←4/23分から変更	3:00 PM (～ 4:00 PM)	草津市立サンサンホール	県医師会	
R3/ 2/ 5 (金)	近医連災害時等における相互支援に関する協定書に基づく訓練(通信訓練)(予定)	(～)	事務局	近医連	★
R3/ 2/ 5 (金)	令和2年度滋賀県自殺対策連絡協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県大津合同庁舎7階7C会議室	県	★
R3/ 2/ 5 (金)	第2回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター　大会議室	県	★
R3/ 2/ 5 (金)	病院勤務医連絡協議会(Web会議)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県医師会　3F会議室	県医師会	
R3/ 2/ 5 (金)	近医連事務局長連絡協議会	3:30 PM (～)	各府県医師会館(WEB開催)	近医連	
R3/ 2/ 6 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会(Web会議)	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	近医連	
R3/ 2/ 7 (日)	第41回日本医師会医療秘書認定試験	1:00 PM (～ 3:00 PM)	滋賀短期大学	日医	
R3/ 2/ 8 (月)	令和2年度滋賀県DV問題対策会議	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁北新館5A中会議室	県	★
R3/ 2/ 8 (月)	滋賀県災害時要配慮者ネットワーク会議	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター 大会議室	関連団体	★
R3/ 2/ 9 (火)	【中止】個別指導(診療所／一般) 02年度診療所11　2月②	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室4	国、県	
R3/ 2/ 9 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 2/ 9 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R3/ 2/10 (水)	2020年度防災訓練(災害時情報通信訓練)南海トラフ大震災想定訓練	1:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会 (TV会議対応:会議室)	日医	
R3/ 2/10 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 2/12 (金)	人口減少を見据えた未来と幸せが続く滋賀推進協議会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	アヤハレークサイドホテル Web参加:Zoom	県	★
R3/ 2/12 (金)	第7回近医連常任委員会(TV会議)	2:30 PM (～)	会長室	近医連	★
R3/ 2/13 (土)	部落解放研究第28回滋賀県集会(リモート開催)	2:00 PM (～ 3:30 PM)	Web配信元　滋賀県人権センター	その他	★
R3/ 2/13 (土)	スキルアップ研修会	2:30 PM (～ 5:30 PM)	グリーンホテルyes近江八幡 2F白雲の間	県医師会	
R3/ 2/16 (火)	第2回滋賀県医療審議会 医療法人部会	12:00 PM (～ 3:00 PM)	県庁周辺にて調整中	県	★
R3/ 2/16 (火)	第22回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	5:00 PM (～ 6:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
R3/ 2/18 (木)	令和2年度公衆衛生事業功労者知事表彰 表彰式 第51回滋賀県公衆衛生学会(オンライン開催)	1:00 PM (～ 3:00 PM)	表彰式:滋賀県庁新館 学会:オンライン(Zoom)	関連団体	
R3/ 2/18 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議(予定)	2:30 PM (～ 4:00 PM)	開催形式未定	県医師会	
R3/ 2/18 (木)	びわ湖あさがおネット ローカル5G実証事業に関する検討会議(第4回)	2:30 PM (～)	滋賀県立総合病院 11階会議室	その他	
R3/ 2/18 (木)	滋賀医学国際協力会 理事会	5:45 PM (～)	滋賀医科大学　中会議室	その他	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・2月以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

	年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
	R3/ 2/19 (金)	第1回医師のワーク・ライフ・バランスを考える会(Web)	2:30 PM (～)	3階会議室	県医師会	★
	R3/ 2/20 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	WEB対応：3階会議室	近医連	
	R3/ 2/21 (日)	第69回近畿医師会連合学校医研究協議会総会・第2回理事会(web開催)	12:40 PM (～ 3:30 PM)	WEB対応：3階会議室	近医連	
	R3/ 2/24 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
	R3/ 2/25 (木)	令和2年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
	R3/ 2/28 (日)	令和2年度母子保健講習会(Web)	1:00 PM (～ 3:20 PM)	Zoom配信	日医	★
	R3/ 3/ 3 (水)	滋賀産業保健総合支援センター　令和2年度第2回運営協議会	2:00 PM (～)	大津商中日生ビル 大津市浜大津1-2-22	関連団体	★
	R3/ 3/ 5 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館または各府県医師会	近医連	★
	R3/ 3/ 5 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館または各府県医師会	近医連	★
	R3/ 3/ 5 (金)	第8回・第9回「日本医師会赤ひげ大賞」合同表彰式、レセプション	5:00 PM (～ 7:30 PM)	パレスホテル東京2階「葵」	日医	★
	R3/ 3/ 6 (土)	令和2年度日本医師会医療情報システム協議会 1日目(Web開催)	2:00 PM (～ 6:30 PM)	3階会議室(Web参加)	日医	
	R3/ 3/ 6 (土)	第1回死生懇話会	2:00 PM (～ 5:00 PM)	調整中(大津市内)	県	★
	R3/ 3/ 6 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(Web開催)	2:30 PM (～)	理事室(Web開催)	近医連	
	R3/ 3/ 7 (日)	令和2年度日本医師会医療情報システム協議会 2日目(Web開催)	10:00 AM (～ 3:30 PM)	3階会議室(Web参加)	日医	
×	R3/ 3/ 9 (火)	【中止】第2回肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	(～)	滋賀医科大学	その他	★
	R3/ 3/ 9 (火)	第12回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
	R3/ 3/ 9 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
	R3/ 3/10 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
	R3/ 3/11 (木)	令和2年度 滋賀県学校保健会第2回理事会・評議員会	2:15 PM (～ 4:30 PM)	大津合同庁舎　7階　7C,7D会議室	関連団体	★
	R3/ 3/11 (木)	びわ湖あさがおネット ローカル5G実証事業に関する検討会議(第5回)	2:30 PM (～)	滋賀県立総合病院 11階会議室	その他	
×	R3/ 3/13 (土)	【中止】マネジメント研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海　305会議室	県医師会	
	R3/ 3/13 (土)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	クサツエストピアホテル	県医師会	
	R3/ 3/16 (火)	令和2年度滋賀県献血推進協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁新館　7階 大会議室	県	
	R3/ 3/16 (火)	令和2年度 滋賀県社会福祉協議会 評議員会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	県立長寿社会福祉センター　第1研修室	その他	★
	R3/ 3/18 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議(予定)	2:30 PM (～ 4:00 PM)	開催形式未定	県医師会	
	R3/ 3/18 (木)	第2回滋賀県がん診療連携協議会 → メールでの意見交換に変更	5:00 PM (～)	滋賀県立総合病院	県	
	R3/ 3/21 (日)	JMAT研修　ロジスティクス編	9:00 AM (～ 5:30 PM)	日本医師会5F会議室(web併用)	日医	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・3 月以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
R3/ 3/22 (月)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第9回常任委員	11:00 AM (～12:00 PM)	県庁　東館　7階 大会議室	県	★
R3/ 3/23 (火)	令和2年度 第2回滋賀県地域医療対策協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県庁にて調整中	県	★
R3/ 3/24 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 3/25 (木)	看護職員等確保対策推進協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県庁会議室(調整中)	県	★
R3/ 3/28 (日)	第149回日医臨時代議員会	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	
R3/ 4/ 3 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	
R3/ 4/ 7 (水)	第1回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 4/12 (月)	第1回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 4/14 (水)	第23回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	TV会議対応：理事室	日医	★
R3/ 4/15 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 4/21 (水)	第2回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 5/11 (火)	第2回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 5/12 (水)	第3回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
× R3/ 5/15 (土)	【中止】日本医師会男女共同参画フォーラム(仮称)	(～)	大分県内	日医	
R3/ 5/18 (火)	第1回都道府県医師会長会議(予定)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会	日医	★
R3/ 5/20 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 5/26 (水)	第4回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 5/27 (木)	(予定)自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情処理委員会	2:00 PM (～)	3F会議室	県医師会	★
R3/ 5/28 (金)	第24回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	TV会議対応：理事室	日医	★
R3/ 6/ 2 (水)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R3/ 6/ 6 (日)	滋賀県医師会産業医研修会(仮)	9:30 AM (～ 6:30 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール	県医師会	★
R3/ 6/ 9 (水)	第5回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 6/11 (金)	第3回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 6/23 (水)	第6回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 6/27 (日)	第150回日本医師会定例代議員会(予定)	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	★
R3/ 7/ 7 (水)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R3/ 7/ 7 (水)	第7回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・7月以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
R3/ 7/12 (月)	第4回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 7/15 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 7/21 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 8/ 5 (木)	第38回滋賀県三師会学校保健担当者協議会(開始時刻は予定)	5:00 PM (～)	ホテル ボストンプラザ草津びわ湖	県三師会	
R3/ 8/11 (水)	第5回広報委員会(→8/●に変更(調整中))	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 8/11 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 8/25 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 9/ 2 (木)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R3/ 9/ 8 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 9/ 9 (木)	(予定)第1回医療事故調査支援委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 9/10 (金)	第6回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 9/16 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/ 9/22 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/ 9/30 (木)	(予定)第7回滋賀県医療事故調査等支援団体連絡協議会	2:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	★
R3/10/ 6 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/10/ 7 (木)	(予定)医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (～ 4:00 PM)		県医師会	★
R3/10/11 (月)	第7回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/10/14 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/10/20 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/11/ 4 (木)	県立学校医と学校保健安全研究部会との合同懇談会、第88回学校保健学校医研修会(仮)	1:30 PM (～ 4:30 PM)	ピアザ淡海	県医師会	★
R3/11/ 9 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/11/10 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/11/11 (木)	(予定)医療安全・医の倫理資質向上に係る研修会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/11/12 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R3/11/18 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/11/24 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R3/12/10 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事
※ ×印は中止・延期になった行事

・12月 以降　行事予定表・

（令和3年1月14日　現在）

年/月/日(曜日)	行　事	開始時刻	会　場	実施主体	摘要
R3/12/15（水）	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 1/11（火）	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 1/13（木）	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	調整中	県医師会	★
R4/ 1/19（水）	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 1/28（金）	近畿地方社会保険医療協議会総会（予定日）	2:00 PM (～　　)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R4/ 2/ 8（火）	第11回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 2/ 9（水）	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 2/17（木）	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 3/ 3（木）	近畿地方社会保険医療協議会総会（予定日）	2:00 PM (～　　)	近畿厚生局滋賀事務所？	国	★
R4/ 3/ 9（水）	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 3/11（金）	第12回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 3/17（木）	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 3/23（水）	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

※ ★印は令和2年11月19日以降に追加した行事
※ ×印は中止・延期になった行事

草津栗東医師会・行事予定表　　令和3年　2月

日	曜日	行　　事	時　間	会　場
1	月			
2	火			
3	水			
4	木	死体検案研修会	15:00～	サンサンホール3F
5	金			
6	土	草津市胸部レントゲンを学ぶ会(WEB配信)	14:00～	草津市役所（本部）
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土	囲碁同好会	14:00～	医師会会議室
14	日			
15	月			
16	火			
17	水	第188回　草津栗東医師会循環器研究会（WEB配信）	20:00～21:30	ｸｻﾂｴｽﾄﾋﾟｱﾎﾃﾙ（本部）
18	木	地域職域医師会会長会議	14:30～16:00	滋賀県医師会
19	金	令和2年度第2回　湖南地域災害医療体制検討委員会	13:30～15:00	草津保健所
20	土	2月理事会	14:00～15:30	医師会会議室
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土	2月例会	14:30～15:30	サンサンホール3F
		診療科紹介（滋賀医科大学　糖尿病内分泌内科）	15:30～16:00	
		地域保健研修会　⇒　中止		
		交流会　⇒　中止		
28	日	ゴルフ同好会		城陽CC

第188回草津栗東医師会循環器研究会のお知らせ

（ＷＥＢ開催）

謹啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の要領にて第186回草津栗東医師会循環器研究会を開催致します。

ご多用中とは存じますが、ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

日時：　２０２１年**２**月**１７**日（**水**）２０：００～２１：３０

形式：　ZoomによるＷＥＢ配信

配信会場：クサツエストピアホテル　草津市西大路町４－３２　ＴＥＬ（０７７）５６６－３３３３

司会：　内田内科循環器内科　院長　内田　和則先生

Ⅰ 情報提供

『　リクシアナ錠について　』　　第一三共株式会社

Ⅱ 学術講演

『当院循環器内科2021年の新しい取り組み
～至適な抗血栓療法をめざして～』

講　師：滋賀医科大学　循環器内科　教授　中川　義久先生

ｺﾒﾝﾃｰﾀｰ：滋賀医科大学　心臓血管外科　教授　鈴木　友彰先生

日医生涯教育講座単位CC　：　12 地域医療(1単位)、42 胸痛(0.5単位)

＊当日の参加方法については裏面をご確認して頂き、連絡頂けますよう何卒お願い致します。視聴時に登録いただきましたご施設名、ご芳名および、視聴会場にてご記帳いただいたご施設名・ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の提供のために利用させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＊研究会案内の転送や開示、研究会の録画・録音・撮影等はお控えいただきますようお願い申しあげます。

＊本会は医療従事者向けの内容となりますため、ご視聴環境について御配慮下さいますようお願い申しあげます。

＊ご講演・ご発表に関するお願い：日本製薬工業協会は、会員会社が主催ないし共催する講演会等は、演者の講演・発表内容を含めて全て当該会社の責任であり、医療用医薬品プロモーションコードを遵守した上で実施することとしております。ご講演・ご発表される内容につきましては承認外使用の推奨、他社および他社品の中傷・誹謗とならないよう、ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

共催：草津栗東医師会　第一三共株式会社

第188回草津栗東医師会循環器研究会
事前申し込み

下記アドレスにご連絡下さい。

第一三共株式会社　　羽田正弘

haneda.masahiro.uu@daiichisankyo.co.jp

お申込み完了後、当日の視聴リンクをメールにてお送りいたします。
また、パソコン以外（モバイル・タブレット）から視聴される場合は
その旨を連絡願います。弊社担当MRから視聴方法を御案内させて頂きます。
できるかぎり開催前日までのお申し込みをお願い致します。